

平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 技能実習
 - 第一節 技能実習計画（第三条―第二十三条）
 - 第二節 監理団体（第二十四条―第五十五条）
 - 第三節 補則（第五十六条）
- 第三章 外国人技能実習機構
 - 第一節 役員等（第五十七条・第五十八条）
 - 第二節 評議員会（第五十九条）
 - 第三節 業務（第六十条―第六十三条）
 - 第四節 補則（第六十四条・第六十五条）
- 第四章 雑則（第六十六条―第六十九条）
- 附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 一 「第一号技能実習」とは、第一号企業単独型技能実習及び第一号団体監理型技能実習をいう。
- 二 「第二号技能実習」とは、第二号企業単独型技能実習及び第二号団体監理型技能実習をいう。
- 三 「第三号技能実習」とは、第三号企業単独型技能実習及び第三号団体監理型技能実習をいう。
- 四 「第一号技能実習生」とは、第一号企業単独型技能実習生及び第一号団体監理型技能実習生をいう。
- 五 「第二号技能実習生」とは、第二号企業単独型技能実習生及び第二号団体監理型技能実習生をいう。
- 六 「第三号技能実習生」とは、第三号企業単独型技能実習生及び第三号団体監理型技能実習生をいう。
- 七 「入国後講習」とは、法第二条第二項第一号及び同条第四項第一号に規定する講習をいう。
- 八 「取次送出機関」とは、外国の送出機関（法第二十三条第二項第六号に規定する外国の送出機関をいう。以下同じ。）であつて団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込み（以下「団体監理型技能実習の申込み」という。）を本邦の監理団体に取り次ぐものをいう。
- 九 「外国の準備機関」とは、技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関（取次送出機関を除く。）をいう。
- 十 「外部監査」とは、法第二十五条第一項第五号ロ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する役員の監理事業に係る職務の執行の監査をいう。
- 十一 「技能実習事業年度」とは、技能実習に関する事業年度をいい、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

（密接な関係を有する外国の公私の機関）

第二条 法第二条第二項第一号の主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本邦の公私の機関（法第二条第二項第一号に規定する本邦の公私の機関をいう。次号において同じ。）と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関
- 二 前号に掲げるもののほか、本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

第二章 技能実習

第一節 技能実習計画

（密接な関係を有する複数の法人）

第三条 法第八条第一項の主務省令で定める密接な関係を有する複数の法人は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 同一の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）をもつ複数の法人
- 二 前号に掲げるもののほか、その相互間に密接な関係を有する複数の法人として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの（技能実習計画の認定の申請）

第四条 法第八条第一項の認定の申請は、別記様式第一号による申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。

2 団体監理型技能実習に係る法第八条第一項の認定の申請にあつては、当該申請をしようとする者は、実習監理を受ける監理団体から同条第四項に規定する指導を受けたことについて、前項の申請書に当該監理団体の証明を受けなければならない。

（技能実習計画の認定の通知）

第五条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣（法第十二条第一項の規定により外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に同項に規定する認定事務を行わせる場合にあっては機構。第十七条第一項及び第十八条第二項において同じ。）は、法第八条第一項の認定をしたときは、その旨を当該認定を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第二号による認定通知書に前条第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

（技能実習評価試験）

第六条 法第八条第二項第六号の主務省令で指定する試験は、別表第一のとおりとする。

（技能実習計画の記載事項）

第七条 法第八条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 申請者が既に法第十七条の規定による届出を行っている場合は、当該届出に係る実習実施者届出受理番号
- 二 法人にあっては、その役員の役職名及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第二十六条第一号において同じ。）
- 三 申請者の業種
- 四 技能実習責任者（法第八条第二項第七号に規定する技能実習の実施に関する責任者をいう。以下同じ。）の役職名
- 五 技能実習指導員（第十二条第一項第二号の規定により選任された技能実習指導員をいう。以下同じ。）及び生活指導員（同項第三号の規定により選任された生活指導員をいう。以下同じ。）の氏名及び役職名

- 六 技能実習生の生年月日、年齢及び性別
- 七 第三号技能実習に係るものである場合は、次のいずれかに該当する事項
 - イ 第二号技能実習の終了後第三号技能実習の開始までの間に本国に一時帰国した場合又は一時帰国する予定である場合にあっては、その一時帰国の期間又は一時帰国する予定の期間
 - ロ 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一時帰国した後、休止している技能実習を再開する予定である場合にあっては、その一時帰国する予定の期間
- 八 第二号技能実習に係るものである場合は第一号技能実習に係る技能実習計画、第三号技能実習に係るものである場合は第二号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況
- 九 団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理団体の許可番号、許可の別、監理責任者（法第四十条第一項に規定する監理責任者をいう。以下同じ。）の氏名、担当事業所の名称及び所在地並びに技能実習計画の作成の指導を担当する者の氏名
- 十 団体監理型技能実習であって取次送出機関があるものに係る場合は、当該取次送出機関の氏名又は名称（技能実習計画の添付書類）

第八条 法第八条第三項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人の場合にあっては申請者の登記事項証明書、直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びにその役員の住民票の写し（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し））、法人でない場合にあっては申請者の住民票の写し及び納税申告書の写し
- 二 申請者の概要書
- 三 技能実習生に技能実習を行わせることに係る申請者の誓約書
- 四 技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し及び履歴書
- 五 技能実習責任者の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し
- 六 技能実習指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し
- 七 生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し
- 八 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、当該技能実習計画に基づく団体監理型技能実習に係る取次送出機関の誓約書
- 九 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、監理団体と申請者の間の実習監理に係る契約の契約書又はこれに代わる書類の写し
- 十 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、団体監理型技能実習生と取次送出機関の間に締結された団体監理型技能実習に係る契約の契約書の写し
- 十一 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者と企業単独型技能実習生となろうとする者が本国において所属する機関の関係を明らかにする書類及び当該機関が作成した企業単独型技能実習生の派遣に係る証明書
- 十二 外国の準備機関がある場合にあっては、当該外国の準備機関の概要書及び誓約書
- 十三 技能実習生との間で締結した雇用契約の契約書及び雇用条件書の写し
- 十四 技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを説明する書類
- 十五 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、宿泊施設が適正であることを確認したことを明らかにする書類
- 十六 食費、居住費その他名目のいかなを問わず技能実習生が定期的に負担する費用の内訳及び当該費用が適正であることを説明する書類
- 十七 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は第二条の外国の公私の機関が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者、監理団体又は取次送出機関が、技能実習の期間中の待遇について技能実習生に説明し、かつ、技能実習生がこれを十分に理解したことを明らかにする書類
- 十八 開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力の推進という技能実習の制度の趣旨（以下単に「制度の趣旨」という。）を理解したこと並びに第十条第二項第三号ハ及び第六号イに該当することを明らかにする技能実習生の作成に係る書類
- 十九 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、団体監理型技能実習の申込みの取次ぎ又は外国における団体監理型技能実習の準備に関し団体監理型技能実習生が取次送出機関又は外国の準備機関に支払った費用の額及び内訳並びに団体監理型技能実習生がこれを十分に理解したことを明らかにした書類
- 二十 技能実習を行わせる理由を記載した書類
- 二十一 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、第十条第二項第三号ヘに規定する推薦に係る推薦状
- 二十二 第二号技能実習に係るものである場合にあっては、基礎級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定をいう。以下同じ。）又はこれに相当する技能実習評価試験（法第八条第二項第六号に規定する技能実習評価試験をいう。以下同じ。）に合格したことを技能検定又は技能実習評価試験の実施者が証明する書面の写し
- 二十三 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、三級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを技能検定又は技能実習評価試験の実施者が証明する書面の写し
- 二十四 第三号技能実習に係るものである場合又は第十六条第二項の規定の適用を受ける必要がある場合にあっては、第十五条の基準を満たすことを明らかにする書類
- 二十五 申請者が法第八条第一項の認定を受けている技能実習計画に係る技能実習生の名簿
- 二十六 その他必要な書類（技能実習計画の認定の手数料）

第九条 法第八条第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める額は、一件につき三千九百円とする。

（技能実習の目標及び内容の基準）

第十条 法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の目標に係るものは、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第一号技能実習 次のいずれかを掲げるものであること。
 - イ 修得をさせる技能等に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験の合格
 - ロ 修得をさせる技能等を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識の修得を内容とするもの（技能実習の期間に照らし適切なものに限る。）
- 二 第二号技能実習 習熟をさせる技能等に係る三級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格を掲げるものであること。

- 三 第三号技能実習 熟達をさせる技能等に係る二級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格を掲げるものであること。
- 2 法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。
- 一 修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）をさせる技能等が次のいずれにも該当するものであること。
- イ 同一の作業の反復のみによって修得等できるものではないこと。
- ロ 第二号技能実習及び第三号技能実習にあっては、別表第二に掲げる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）に係るものであること。
- 二 従事させる業務について、次のいずれにも該当するものであること。
- イ 当該業務の性質及び当該業務に従事させるに当たっての実習環境その他の環境に照らし、外国人に技能実習として行わせることが適当でないと認められるものでないこと。
- ロ 技能実習を行わせる事業所において通常行われている業務であり、当該事業所に備えられた技能等の修得等に必要な素材、材料等を用いるものであること。
- ハ 移行対象職種・作業に係るものにあっては、次に掲げる業務の区分に応じ、当該業務に従事させる時間が、それぞれ次に掲げる条件に適合すること。
- （１） 必須業務（技能実習生が修得等をしようとする技能等に係る技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の試験範囲に基づき、技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務をいう。以下このハにおいて同じ。）業務に従事させる時間全体の二分の一以上であること。
- （２） 関連業務（必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であって、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務をいう。）業務に従事させる時間全体の二分の一以下であること。
- （３） 周辺業務（必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（（２）に掲げるものを除く。）をいう。）業務に従事させる時間全体の三分の一以下であること。
- ニ 移行対象職種・作業に係るものにあっては、ハ（１）から（３）までに掲げる業務について、それぞれ、従事させる時間のうち十分の一以上を当該ハ（１）から（３）までに掲げる業務に関する安全衛生に係る業務に充てること。
- ホ 移行対象職種・作業に係るものでないものにあっては、従事させる業務に関する安全衛生に係る業務を行わせること。
- ヘ ハからホまでに掲げるもののほか、技能実習の期間を通じた業務の構成が、技能実習の目標に照らして適切なものであること。
- 三 技能実習生が次のいずれにも該当する者であること。
- イ 十八歳以上であること。
- ロ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- ハ 本国に帰国後本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ニ 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は第二条の外国の公私の機関の外国にある事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- ホ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。
- ヘ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、当該者が国籍又は住所を有する国又は地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）の公的機関（政府機関、地方政府機関又はこれらに準ずる機関をいう。以下同じ。）から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。
- （１） 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。
- （２） 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一年以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。
- チ 同じ技能実習の段階（第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。）に係る技能実習を過去に行ったことがないこと（やむを得ない事情がある場合を除く。）。
- 四 申請者が次のいずれにも該当する者であること。
- イ 制度の趣旨を理解して技能実習を行わせようとする者であること。
- ロ 第二号技能実習に係るものである場合にあっては、当該技能実習計画に係る技能実習生に第一号技能実習を行わせた者であること（第一号技能実習を行わせた者が第二号技能実習を行わせることができない場合、第一号技能実習を行わせた者が第二号技能実習を行わせることが適当でない場合その他やむを得ない事情がある場合を除く。）。
- 五 外国の準備機関又はその役員が、過去五年以内に、技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（入管法第九条第四項の規定による記録を含む。以下同じ。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行っていないこと。
- 六 技能実習の実施に関し次のいずれにも該当すること。
- イ 技能実習生等（技能実習生又は技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者が、当該技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないこと。
- ロ 申請者又は外国の準備機関（団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関）が、他のこれらの者との間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないこと。
- ハ 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、技能実習に関連して、技能実習生に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為が行われていないことを定期的に確認すること。
- ニ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎ又は外国における団体監理型技能実習の準備に関

して取次送出機関又は外国の準備機関に支払う費用につき、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること。

七 第一号技能実習に係るものである場合にあっては、入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学（見学を含む。ハにおいて同じ。）により実施するものであること。

ロ 科目が次に掲げるものであること。

（１） 日本語

（２） 本邦での生活一般に関する知識

（３） 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）

（４） （１）から（３）までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識

ハ その総時間数（実施時間が八時間を超える日については、八時間として計算する。）が、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間全体の六分の一以上（当該技能実習生が、過去六月以内に、本邦外において、ロ（１）、（２）又は（４）に掲げる科目につき、一月以上の期間かつ百六十時間以上の課程を有し、座学により実施される次のいずれかの講習（以下「入国前講習」という。）を受けた場合にあっては、十二分の一以上）であること。

（１） 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して実施するもの

（２） 外国の公的機関又は教育機関（第一号企業単独型技能実習に係るものにあっては、これらの機関又は第二条の外国の公私の機関）が行うものであって、第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体において、その内容が入国後講習に相当すると認めたもの

ニ 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあってはロ（３）に掲げる科目、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては全ての科目について、修得させようとする技能等に係る業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は技能実習生を業務に従事させないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣（法第五十三条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。）が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

３ 複数の職種及び作業に係る技能実習計画である場合には、主たる職種及び作業（複数の職種及び作業のうち最も技能実習の時間が長いものをいう。以下同じ。）以外の職種及び作業については、法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の目標に係るものは、第一項の規定にかかわらず、次のいずれかを掲げるものであること。

一 修得等をしようとする技能等に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験の合格

二 修得等をしようとする技能等に係る三級若しくは二級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格

三 修得等をすべき技能等を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識の修得等を内容とするもの（当該技能等に係る業務に従事する時間に照らし適切なものに限る。）

４ 前項に規定する場合には、法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。この場合において、同項第三号の規定の適用については、同号ハ中「技能等」とあるのは「主たる職種及び作業に係る技能等」と、同号ホ中「従事しようとする業務」とあるのは「従事しようとする主たる職種及び作業に係る業務」とする。

一 いずれの職種及び作業も移行対象職種・作業であること。

二 それぞれの職種及び作業に係る技能等が相互に関連しており、複数の職種及び作業に係る技能実習を行うことに合理的な理由があること。

（主務省令で定める評価）

第十一条 法第九条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める評価は、技能実習の目標（前条第一項第一号ロ及び第三項第三号に係るものに限る。）が全て達成されているかどうかを技能実習指導員が確認することとする。

２ 技能実習指導員は、前項の評価を行うに当たっては、技能実習責任者を確認の場に立ち会わせることその他の方法により、評価の公正な実施の確保に努めなければならない。

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

第十二条 法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一 技能実習責任者が、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督し、技能実習の進捗状況を管理するほか、次に掲げる事項を統括管理することとされていること。

イ 技能実習計画の作成に関すること。

ロ 法第九条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する技能実習生が修得等をした技能等の評価に関すること。

ハ 法又はこれに基づく命令の規定による法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構（団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣若しくは機構又は監理団体）に対する届出、報告、通知その他の手続に関すること。

ニ 法第二十条に規定する帳簿書類の作成及び保管並びに法第二十一条に規定する報告書の作成に関すること。

ホ 技能実習生の受入れの準備に関すること。

ヘ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、監理団体との連絡調整に関すること。

ト 技能実習生の保護に関すること。

チ 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関すること。

リ 国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、機構その他関係機関との連絡調整に関すること。

二 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものの中から技能実習指導員を一名以上選任していること。

イ 法第十条第一号から第八号まで又は第十号のいずれかに該当する者

- ロ 過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ハ 未成年者
- 三 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であつて、前号イからハまでのいずれにも該当しないものの中から生活指導員を一名以上選任していること。
- 四 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、入国後講習を実施する施設を確保していること。
- 五 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は監理団体が、申請者の事業に関する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。
- 六 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、第十条第二項第三号トに規定する一時帰国に要する旅費（同号ト（１）に規定するものについては、第二号技能実習生が第二号技能実習を行っている間に法第八条第一項の認定の申請がされた場合に限る。第五十二条第九号において同じ。）及び技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。
- 七 団体監理型技能実習において、監理団体が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあっては、外国の送出機関からの取次ぎであること。
- 八 申請者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）若しくは職員が、過去五年以内に技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。
- 九 申請者又はその役員若しくは職員が、過去五年以内に、不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受ける目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行っていないこと。
- 十 法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、企業単独型実習実施者にあつては機構に、団体監理型実習実施者にあつては監理団体に、当該事実を報告することとされていること。
- 十一 申請者又は監理団体において、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしていないこと。
- 十二 団体監理型技能実習に係るものであり、監理団体が法第三十六条第一項の規定による改善命令を受けたことがある場合にあっては、当該監理団体が改善に必要な措置をとっていること。
- 十二の二 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、過去一年以内に、申請者又は監理団体の責めに帰すべき事由により技能実習生の行方不明者を発生させていないこと。
- 十三 技能実習生に対する指導体制その他の技能実習を継続して行わせる体制が適切に整備されていること。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
- ２ 法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる事業所の設備に係るものは、次のとおりとする。
- 一 技能等の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。
- 二 前号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
- （技能実習責任者の選任）
- 第十三条** 法第九条第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する技能実習責任者の選任は、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であつて、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去三年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者のうち、前条第一項第二号イからハまでのいずれにも該当しない者の中からしなければならない。
- （技能実習生の待遇の基準）
- 第十四条** 法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は監理団体が、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保していること。
- 二 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は監理団体が、手当の支給その他の方法により、第一号技能実習生が入国後講習に専念するための措置を講じていること。
- 三 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、法第二十八条第二項の規定により監理費として徴収される費用について、直接又は間接に団体監理型技能実習生に負担させないこととしていること。
- 四 食費、居住費その他名目のいかなるかを問わず技能実習生が定期的に負担する費用について、当該技能実習生が、当該費用の対価として供与される食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で申請者との間で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であること。
- 四の二 技能実習生に対する報酬を、当該技能実習生の指定する銀行その他の金融機関に対する当該技能実習生の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該技能実習生に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしていること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
- （第三号技能実習に係る基準）
- 第十五条** 法第九条第十号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

- 一 技能等の修得等に係る実績
- 二 技能実習を行わせる体制
- 三 技能実習生の待遇
- 四 出入国又は労働に関する法令への違反、技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
- 五 技能実習生からの相談に応じることその他の技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況
- 六 技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

(技能実習生の数)

第十六条 法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 企業単独型技能実習（次号に規定するものを除く。） 第一号技能実習生について申請者の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以下この条において同じ。）の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数
- 二 企業単独型技能実習（この号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有するものと出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。）又は団体監理型技能実習 第一号技能実習生について次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
三百人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の一
二百人以上三百人以下	十五人
百人以上二百人以下	十人
五十人以上百人以下	六人
四十人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人
三十人以下	三人

- 2 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあっては申請者が前条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあっては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可（法第二条第十項に規定する監理許可をいう。以下同じ。）を受けた者である場合には、法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 前項第一号に規定する企業単独型技能実習 第一号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に五分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数
- 二 前項第二号に掲げる技能実習 同号の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）、第三号技能実習生について同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に三を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に三を乗じて得た数）

- 3 前二項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る技能実習である場合には、法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める数とする。

- 4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能実習生に当該各号に定める技能実習を行わせようとし、又は行わせている場合であって当該技能実習生を受け入れ、又は受け入れていることにより前三項で定める数を超えるときは、法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、前三項で定める数（第二項の規定により第一項で定める数を超えて技能実習生を受け入れているときは、同項で定める数又は現に受け入れている技能実習生の数のいずれか少ない数）に当該技能実習生の数を加えた数とする。

- 一 他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第一号技能実習生であって申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの 第一号技能実習又は第二号技能実習
- 二 他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第二号技能実習生であって申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの 第二号技能実習
- 三 他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第三号技能実習生であって申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの 第三号技能実習
- 四 申請者が技能実習を行わせている第一号技能実習生であって第一号技能実習の開始後に特別な事情が生じたにもかかわらず申請者の下で引き続き技能実習を行うことを希望するもの 第二号技能実習

(技能実習に関する業務を適正に行うことができない者)

第十六条の二 法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(軽微な変更)

第十七条 法第十一条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更であって、申請者が当該変更があった旨を当該変更があったことを証する書類とともに別記様式第三号により出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出たものとする。

- 一 技能実習の目標の変更
- 二 技能実習の内容のうち職種及び作業に係るものの変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、認定計画（法第十一条第一項に規定する認定計画をいう。以下同じ。）に従った技能実習の実施に実質的な影響を与える変更
- 2 団体監理型技能実習に係る前項の届出を行おうとする者は、実習監理を受ける監理団体の指導に基づき、当該届出をしなければならない。

(技能実習計画の変更の認定申請等)

第十八条 法第十一条第一項の規定による技能実習計画の変更の認定の申請は、別記様式第四号による申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。

2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、法第十一条第一項の認定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の通知は、別記様式第五号による変更認定通知書に第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

4 法第十一条第二項において準用する法第八条第三項の主務省令で定める書類は、第八条各号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に係るものとする。

(職員の身分証明書)

第十九条 法第十三条第二項(法第三十五条第二項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、第五十条に規定する場合を除き、別記様式第六号によるものとする。

(実施の届出)

第二十条 法第十七条の届出は、別記様式第七号によるものとする。

2 法第十七条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 技能実習計画の認定番号及び認定年月日

3 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣(法第十八条第一項の規定により機構に法第十七条の届出の受理に係る事務を行わせる場合にあっては機構)は、同条の届出を受理したときは、別記様式第八号により、その旨を届出者に通知するものとする。

(技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等)

第二十一条 法第十九条第一項の届出は、別記様式第九号によるものとする。

2 法第十九条第一項及び第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の実習実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所

二 技能実習計画の認定番号、認定年月日及び技能実習の区分

三 技能実習生の氏名、国籍、生年月日、年齢及び性別

四 技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因

五 技能実習生の現状

六 技能実習の継続のための措置

(帳簿書類)

第二十二条 法第二十条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

一 技能実習生の管理簿

二 認定計画の履行状況に係る管理簿

三 技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌

四 企業単独型実習実施者にあつては、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

2 法第二十条の規定により前項の帳簿書類を技能実習を行わせる事業所に備えて置かなければならない期間は、技能実習生が技能実習を終了した日から一年間とする。

(実施状況報告)

第二十三条 法第二十一条第一項の技能実習の実施の状況に関する報告書は、技能実習事業年度ごとに、別記様式第十号により、技能実習の実施状況を記載し、翌技能実習事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。

2 団体監理型技能実習に係る前項の報告書の作成は、実習監理を受ける監理団体の指導に基づいて行わなければならない。

第二節 監理団体

(許可の申請)

第二十四条 法第二十三条第二項の申請は、別記様式第十一号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

(外国の送出機関)

第二十五条 法第二十三条第二項第六号(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 団体監理型技能実習生の本邦への送出に関する事業を行う事業所が所在する国又は地域の公的機関から団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること。

二 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定し、本邦への送出を行うこととしていること。

三 団体監理型技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について団体監理型技能実習生等に対して明示し、十分に理解させることとしていること。

四 団体監理型技能実習を修了して帰国した者が修得等をした技能等を適切に活用できるよう、就職先のあつせんその他の必要な支援を行うこととしていること。

五 団体監理型技能実習を修了して帰国した者による技能等の移転の状況等について法務大臣及び厚生労働大臣又は機構が行う調査に協力することとしていることその他法務大臣及び厚生労働大臣又は機構からの技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する要請に応じることとしていること。

六 当該機関又はその役員が禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

七 第一号に規定する国又は地域の法令に従って事業を行うこととしていること。

八 当該機関又はその役員が、過去五年以内に、次に掲げる行為をしていないこと。

イ 技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理する行為

ロ 技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をする行為

ハ 技能実習生等に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為

ニ 技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは

第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為

- 九 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者が、団体監理型技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなるを問わず金銭その他の財産を管理されていないこと及び団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないことについて、団体監理型技能実習生になろうとする者から確認することとしていること。

- 十 前各号に掲げるもののほか、団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有するものであること。

(申請書の記載事項)

第二十六条 法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 役員の役職名及び法人番号
- 二 責任役員（監理事業に責任を有する役員をいう。以下同じ。）の氏名
- 三 法第二十五条第一項第五号ロの措置（以下「外部監査の措置」という。）を講ずる場合にあっては外部監査を行う者（以下「外部監査人」という。）の氏名又は名称、講じない場合にあっては指定外部役員（第三十条第二項の規定により指定された役員をいう。以下同じ。）の氏名
- 四 法人の種類
- 五 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等
- 六 取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合にあっては、当該団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要
- 七 監理事業を開始する予定年月日
- 八 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要

(申請書の添付書類)

第二十七条 法第二十三条第三項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）の登記事項証明書、定款又は寄附行為並びに直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- 二 監理事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類
- 三 申請者の概要書
- 四 監理事業を行う事業所ごとの個人情報 の適正管理及び秘密の保持に関する規程の写し
- 五 監理事業を行う事業所ごとの監理団体の業務の運営（監理費の徴収を含む。）に係る規程の写し
- 六 申請者が作成した団体監理型技能実習に係る誓約書
- 七 申請者の役員の住民票の写し（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し）及び履歴書
- 八 監理責任者の住民票の写し、履歴書並びに就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し
- 九 外部監査の措置を講ずる場合にあっては、外部監査人の概要書並びに就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し
- 十 外部監査の措置を講じない場合にあっては、指定外部役員の就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し
- 十一 外国の送出機関から団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 外国の送出機関の概要書
 - ロ 外国の送出機関が所在する国又は地域において事業を行うことを証する書類
 - ハ 申請者と外国の送出機関との間に締結された申請者が当該外国の送出機関から団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることに係る契約の契約書の写し
 - ニ 外国の送出機関が団体監理型技能実習生から徴収する費用の算出基準を記載した書類
 - ホ 外国の送出機関の団体監理型技能実習に係る誓約書
 - ヘ 第二十五条第一号に規定する推薦を受けたことを明らかにする推薦状その他の推薦をした国又は地域の公的機関の作成に係る書類
- 十二 技能実習計画の作成の指導に従事する者の履歴書
- 十三 一般監理事業の許可の申請に係る場合にあっては、第三十一条の基準を満たすことを明らかにする書類
- 十四 船員（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員をいう。）である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合にあっては、同法第三十四条第一項の許可を受けていることを証する書面
- 十五 その他必要な書類

2 法第二十三条第三項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により添付すべき事業計画書は、別記様式第十二号によるものとする。

(監理団体の許可の手数料)

第二十八条 法第二十三条第七項の主務省令で定める額は、二千五百円（監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、九百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に二千五百円を加えた額）とする。

2 法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、四万七千五百円（監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、一万七千五百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に四万七千五百円を加えた額）とする。

(本邦の営利を目的としない法人)

第二十九条 法第二十五条第一項第一号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 商工会議所（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。）
- 二 商工会（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会の会員である場合に限る。）
- 三 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。）（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。）
- 四 職業訓練法人

- 五 農業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該農業協同組合の組合員であつて農業を営む場合に限る。）
- 六 漁業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該漁業協同組合の組合員であつて漁業を営む場合に限る。）
- 七 公益社団法人
- 八 公益財団法人
- 九 前各号に掲げる法人以外の法人であつて、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。
（外部役員及び外部監査人）
- 第三十条** 法第二十五条第一項第五号イ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める密接な関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者
- 二 過去五年以内に申請者が実習監理を行った団体監理型実習実施者の役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者
- 三 前二号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族
- 四 社会生活において密接な関係を有する者であつて、指定外部役員による次項に規定する確認の公正が害されるおそれがあると認められるもの
- 2 申請者は、外部監査の措置を講じないときは、前項に規定する密接な関係を有する者以外の役員（責任役員を除く。）であつて次の各号のいずれにも該当するものの中から、団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかの確認を担当する役員を指定するものとする。
- 一 過去三年以内に外部役員に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。
- 二 次のいずれにも該当しない者であること。
- イ 申請者の役員（監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている者を除く。）若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者
- ロ 申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者
- ハ 実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。）又はその役員若しくは職員
- ニ 監理団体（申請者を除く。）の役員（監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている者を除く。）又は職員
- ホ 申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者
- ヘ イからホまでに掲げる者のほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に関して不正又は著しく不当な行為を行った者であることその他の事情によりこの項に規定する確認の公正が害されるおそれがあると認められる者
- 3 指定外部役員は、前項に規定する確認を、次に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で行い、その結果を記載した書類を作成するものとする。
- 一 責任役員及び監理責任者から報告を受けること。
- 二 申請者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。
- 4 法第二十五条第一項第五号ロ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める密接な関係を有しない者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
- 一 第一項第一号から第三号までに掲げる者
- 二 社会生活において密接な関係を有する者であつて、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者
- 5 法第二十五条第一項第五号ロ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であつて外部監査を適切に行う能力を有するものであることとする。
- 一 過去三年以内に外部監査人に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。
- 二 次のいずれにも該当しない者であること。
- イ 申請者の役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者
- ロ 申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者
- ハ 実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。）又はその役員若しくは職員
- ニ 監理団体（申請者を除く。）又はその役員若しくは職員
- ホ 申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者
- ヘ 法第二十六条第五号イからニまでのいずれかに該当する者
- ト 法人であつて、法第二十六条各号のいずれかに該当するもの又はその役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
- チ イからトまでに掲げる者のほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に関して不正又は著しく不当な行為を行った者であることその他の事情により外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者
- 6 外部監査は、次に定めるところにより行うものとする。
- 一 団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかどうかについて、第三項各号に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。
- 二 団体監理型実習実施者に対する監査が適正に実施されているかどうかについて、申請者が行う第五十二条第一号の規定による監査に監理事業を行う各事業所につき一年に一回以上同行することにより確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。

(一般監理事業の許可に係る基準)

第三十一条 法第二十五条第一項第七号(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

- 一 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況
- 二 実習監理する団体監理型技能実習における技能等の修得等に係る実績
- 三 出入国又は労働に関する法令への違反、団体監理型技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
- 四 団体監理型技能実習生からの相談に応じることその他の団体監理型技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況
- 五 団体監理型技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

(労働条件等の明示)

第三十二条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第五条の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(以下「従事すべき業務の内容等」という。)の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合
 - 二 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合
 - 三 従事すべき業務の内容等を追加する場合
- 2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等
 - 二 前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等
 - 三 前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等
- 3 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 団体監理型技能実習生等が従事すべき業務の内容に関する事項
 - 二 労働契約の期間に関する事項
 - 三 就業の場所に関する事項
 - 四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
 - 五 賃金(臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第八条各号に掲げる賃金を除く。)の額に関する事項
 - 六 健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による雇用保険の適用に関する事項
 - 七 団体監理型技能実習生等を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
- 4 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項(以下この項及び次項において「明示事項」という。)が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、技能実習職業紹介(監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。))のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。)の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。
- 一 書面の交付の方法
 - 二 次のいずれかの方法によることを書面被交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この条及び第三十五条第三項において同じ。)が希望した場合における当該方法
 - イ ファクシミリを利用してする送信の方法
 - ロ 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。)の送信の方法(当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)
- 5 前項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。
- 6 団体監理型実習実施者等は、団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日(当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日)までの間保存しなければならない。
(求人等に関する情報の的確な表示)
- 第三十二条の二** 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メール等の送信の方法又は著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。
- 2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める情報は、次のとおりとする。
- 一 自ら又は団体監理型実習実施者等に関する情報
 - 二 法に基づく業務の実績に関する情報
- 3 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第三項の規定により、求人等に関する情報を提供するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。
 - 二 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

三 次に掲げるいずれかの措置

- イ 団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対し、定期的に求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報が最新かどうかを確認すること。
 - ロ 求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報の時点を明らかにすること。
- (求人への申込みを受理しない場合)

第三十三条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第二十七条第二項の規定によりみなして適用する職業安定法第五条の六第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合
 - イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（ロにおいて「同一違反行為」という。）をしたことがある場合その他当該違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）。
 - ロ 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条第一項（同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付（以下このロにおいて「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であって、次のいずれかに該当すること。
 - （１）当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日までの期間（（２）において「経過期間」という。）が六月を超えるとときに限る。）であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。
 - （２）当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、経過期間が六月を超えないときに限る。）であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。
 - （３）当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。
 - 二 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第二号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第四十八条の三第三項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合
 - イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。
 - ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。
 - 三 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十三条第二項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合
 - イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。
 - ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。
 - 四 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十条の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合
 - イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。
 - ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。
 - 五 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第六号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合
 - イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。
 - ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。
- 2 監理団体が、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項ただし書の規定により技能実習職業紹介に関する求人の申込みを受理しないときは、団体監理型実習実施者等に対し、その理由を説明しなければならない。

(取扱職種の範囲等の届出等)

第三十四条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第二十三条第二項の申請又は法第三十二条第三項の規定による届出と併せて、別記様式第十一号又は別記様式第十七号により行うものとする。

2 法務大臣及び厚生労働大臣は、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、監理団体に対し、取扱職種の範囲等の変更を命令するときは、別記様式第十三号により通知するものとする。

(取扱職種の範囲等の明示等)

第三十五条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、団体監理型実習実施者等の情報（技能実習職業紹介に係るものに限る。）及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱いに関する事項とする。

2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による明示は、技能実習職業紹介に関する求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、第三十二条第四項各号のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、技能実習職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（次項において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

3 第三十二条第四項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

(主務大臣の指導等)

第三十六条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の六の規定により法務大臣及び厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面により行うものとする。

(監理費)

第三十七条 法第二十八条第二項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に定めるとおりとする。

種類	額	徴収方法
職業紹介費	団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額	団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から徴収する。
講習費（第一号団体監理型技能実習に限る。）	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額	入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から徴収する。
監査指導費	団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額	団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から徴収する。
その他諸経費	その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額	当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から徴収する。

(許可証)

第三十八条 法第二十九条第一項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の許可証（以下単に「許可証」という。）は、別記様式第十四号によるものとする。

2 法第二十九条第三項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第十五号による申請書の正本一部及び副本二部を提出しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあった日から十日以内に、第一号から第三号までの場合にあつては監理事業を行う全ての事業所に係る許可証、第四号の場合にあつては廃止した事業所に係る許可証、第五号の場合にあつては発見し、又は回復した許可証を返納しなければならない。

- 一 許可が取り消されたとき。
- 二 許可の有効期間が満了したとき。
- 三 監理事業を廃止したとき。
- 四 監理事業を行う事業所を廃止したとき。
- 五 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

4 許可証の交付を受けた者が合併により消滅したときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者は、当該事実のあった日から十日以内に、監理事業を行う全ての事業所に係る許可証を返納しなければならない。

(長期の有効期間が認められる者)

第三十九条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号。以下「政令」という。）第二条第三号及び第五号の主務省令で定める基準は、従前の監理事業に係る許可の有効期間において法第三十六条第一項又は第三十七条第三項の規定による命令を受けていないこととする。

(許可の有効期間の更新の手数料)

第四十条 法第三十一条第四項の主務省令で定める額は、九百円に監理事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

2 法第三十一条第五項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、一万七千円に監理事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

(許可の有効期間の更新の申請等)

第四十一条 法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項の申請は、許可の有効期間が満了する日の三月前までに、別記様式第十一号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

2 更新後の許可証の交付は、更新前の許可証と引換えに行うものとする。

(更新申請書の記載事項)

第四十二条 法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第二十六条各号(第七号を除く。)に掲げる事項
 - 二 監理団体の許可年月日及び許可番号
- (変更の許可の申請等)

第四十三条 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第二項の申請は、別記様式第十六号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

2 変更後の許可証の交付は、変更前の許可証と引換えに行うものとする。

(事業区分変更許可申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第二十六条各号(第七号を除く。)に掲げる事項
 - 二 監理団体の許可年月日及び許可番号
 - 三 特定監理事業から一般監理事業への事業の区分の変更に係るものにあつては、一般監理事業を開始する予定日及び変更の理由
 - 四 一般監理事業から特定監理事業への事業の区分の変更に係るものにあつては、一般監理事業を終える予定日及び変更の理由
- (変更の許可の手数料)

第四十五条 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第七項の主務省令で定める額(一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)は、二千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、九百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に二千五百円を加えた額)とする。

2 法第三十二条第二項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額(一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)は、四万七千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、一万七千五百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に四万七千五百円を加えた額)とする。

(軽微な変更)

第四十六条 法第三十二条第三項の主務省令で定めるものは、法第二十三条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項のうち監理事業の実施に実質的な影響を与えない変更とする。

(変更の届出等)

第四十七条 法第三十二条第三項の規定による届出は、別記様式第十七号によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあっては、別記様式第十七号による申請書の正本一部及び副本二部を提出しなければならない。

3 法第三十二条第三項の主務省令で定める書類は、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面及び第二十七条各号に掲げる書類のうち事業所の新設によって変更を生ずる事項に係るものとする。

4 法第三十二条第三項後段に規定する場合以外の場合には、第一項に規定する届出書又は第二項に規定する申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面及び第二十七条各号に掲げる書類のうち変更があった事項に係るものを添付しなければならない。

(技能実習の実施が困難となった場合の届出等)

第四十八条 法第三十三条第一項の規定による届出は、別記様式第十八号によるものとする。

2 法第三十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の許可番号、名称及び住所
- 二 団体監理型技能実習の実施が困難となった団体監理型実習実施者の実習実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所
- 三 第二十一条第二項第二号から第五号までに規定する事項
- 四 第二号に規定する団体監理型実習実施者による団体監理型技能実習の継続のための措置
- 五 届出者による団体監理型技能実習の継続のための措置
- 六 法第十九条第二項の規定による通知を受けた場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該通知の年月日その他当該通知に係る事項

(休廃止の届出等)

第四十九条 法第三十四条第一項の規定による届出は、別記様式第十九号によるものとする。

2 法第三十四条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の許可番号、許可年月日、名称及び住所
 - 二 監理事業を行う事業所の名称及び所在地
 - 三 廃止又は休止の予定日
 - 四 監理事業を休止しようとする場合にあっては、その範囲及び期間
 - 五 廃止又は休止の理由
 - 六 直近の監理事業に係る許可の有効期間において実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項
 - 七 実習監理をする団体監理型技能実習が現に行われている場合にあっては、届出者による当該団体監理型技能実習の継続のための措置
- 3 第一項の届出をして監理事業の全部又は一部を休止した者は、休止した監理事業を再開しようとするときは、あらかじめ、機構を経由して、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(職員の身分証明書)

第五十条 法第三十五条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書(法第一百四十一条に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。)は、別記様式第二十号によるものとする。

(事業の区分の職権変更)

第五十一条 法務大臣及び厚生労働大臣は、法第三十七条第二項の規定により職権で一般監理事業に係る監理許可を特定監理事業に係るものに変更するときは、別記様式第二十一号により、その旨を監理団体に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた監理団体は、速やかに、許可証の書換えを受けなければならない。

(監理団体の業務の実施に関する基準)

第五十二条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護に関する事項について、監理責任者の指揮の下に、次に掲げる方法(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものである場合にあっては、当該特定の職種及

び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにその方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、当該方法については、これに代えて他の適切な方法により、団体監理型実習実施者に対し三月に一回以上の頻度で監査を適切に行うこと。

- イ 団体監理型技能実習の実施状況について実地による確認を行うこと。
- ロ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること。
- ハ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の四分の一以上（当該団体監理型技能実習生が二人以上四人以下の場合にあっては二人以上）と面談すること。
- ニ 団体監理型実習実施者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。
- ホ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の宿泊施設その他の生活環境を確認すること。
- 二 団体監理型実習実施者が法第十六条第一項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めたときは、監理責任者の指揮の下に、直ちに、前号に規定する監査を適切に行うこと。
- 三 第一号団体監理型技能実習にあっては、監理責任者の指揮の下に、一月に一回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行うこと。
- 四 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしないこと。
- 五 外国の送出機関との間で団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに係る契約を締結するときは、当該外国の送出機関が、団体監理型技能実習生等の本邦への送出に関連して、団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理せず、かつ、団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないことを確認し、その旨を契約書に記載すること。
- 六 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあっては、当該取次ぎが外国の送出機関からのものであること。
- 七 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させないこと。
- 八 法第八条第四項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導に当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設（法第十一条第二項において準用する場合にあっては、これらのうち変更しようとする事項に係るものに限る。）を実地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行うこと。この場合において、ロに掲げる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。
 - イ 技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点
 - ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点
 - ハ 技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点
- 九 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の第十条第二項第三号トに規定する一時帰国に要する旅費及び団体監理型技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、団体監理型技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること。
- 十 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行わないこと。
- 十一 技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受ける目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行わないこと。
- 十二 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしないこと。
- 十三 法第三十七条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、機構に当該事実を報告すること。
- 十四 その実習監理に係る団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。
- 十五 監理団体の業務の運営（監理費の徴収を含む。）に係る規程を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この号において同じ。）により公衆の閲覧に供すること。ただし、監理団体の事業の規模が著しく小さい場合その他の電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあっては、これに代えて事業所内の一般の閲覧に便利な場所に当該規程を掲示すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習の実習監理を行うものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（監理責任者）

- 第五十三条** 法第四十条第一項の監理責任者は、監理事業を行う事業所ごとに、監理団体の常勤の役員又は職員の中から、当該事業所に所属する者であって監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有するものを選任しなければならない。
- 2 監理責任者は、過去三年以内に監理責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者でなければならない。
 - 3 監理事業を行う事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と密接な関係を有する者として次に掲げる者が当該事業所の監理責任者となる場合にあっては、当該監理責任者は当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に関与してはならず、当該事業所には、他に当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に関与することができる監理責任者を置かなければならない。
 - 一 当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者
 - 二 前号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と社会生活において密接な関係を有する者であって、実習監理の公正が害されるおそれがあると認められるもの

(帳簿書類)

第五十四条 法第四十一条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

- 一 実習監理を行う団体監理型実習実施者及びその実習監理に係る団体監理型技能実習生の管理簿
 - 二 監理費に係る管理簿
 - 三 団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿
 - 四 第五十二条第一号及び第二号の規定による団体監理型技能実習の実施状況の監査に係る書類
 - 五 入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類
 - 六 第五十二条第三号の規定による指導の内容を記録した書類
 - 七 団体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類
 - 八 外部監査の措置を講じている監理団体にあつては第三十条第六項各号に規定する書類、外部監査の措置を講じていない監理団体にあつては同条第三項に規定する書類
 - 九 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類
- 2 法第四十一条の規定により前項の帳簿書類を監理事業を行う事業所に備えて置かなければならない期間は、団体監理型技能実習の終了の日から一年間とする。

(監査報告等)

第五十五条 法第四十二条第一項の監査報告書は、別記様式第二十二号によるものとする。

- 2 法第四十二条第二項の事業報告書は、技能実習事業年度ごとに、別記様式第二十三号により、監理事業の実施状況を記載し、翌技能実習事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。
- 3 法第四十二条第二項の事業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
 - 二 前条第一項第六号に掲げる書類の写し
 - 三 外部監査の措置を講じている監理団体にあつては、報告年度における第三十条第六項各号に規定する書類の写し

第三節 補則

(技能実習評価試験の基準等)

第五十六条 法第五十二条第二項に規定する主務省令で定める技能実習評価試験の基準は、次のとおりとする。

- 一 技能実習生が修得等をした技能等について公正に評価すること。
- 二 技能実習の区分に応じて、等級に区分して行うこと。
- 三 実技試験及び学科試験によって行うこと。
- 四 職員、設備、業務の実施方法その他の試験実施者の体制を、技能実習評価試験を適正かつ確実に実施するために適切なものとする。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公正な技能実習評価試験の実施のために必要な措置を講じること。

第三章 外国人技能実習機構

第一節 役員等

(理事の任命及び解任の認可申請)

第五十七条 機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 任命し、又は解任しようとする理事の氏名、住所及び履歴
- 二 任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約
 - イ 法第七十三条又は第七十五条本文に該当すること。
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当すること。
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。
- 三 任命し、又は解任しようとする理由

(役員の兼職の承認申請)

第五十八条 役員は、法第七十五条ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 その役員となろうとする営利を目的とする団体の名称及び事業内容又はその従事しようとする営利事業の名称及び内容
- 二 兼職の期間並びに執務の場所及び方法
- 三 兼職を必要とする理由

第二節 評議員会

(評議員の任命及び解任の認可申請)

第五十九条 機構の理事長は、法第八十四条第一項又は第八十五条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 任命し、又は解任しようとする評議員の氏名、住所及び履歴
- 二 任命しようとする評議員が第五十七条第二号ロ又はハに該当しないことの誓約
- 三 任命し、又は解任しようとする理由

第三節 業務

(手数料を徴収しない業務)

第六十条 法第八十七条第六号の主務省令で定める業務は、同条第一号ロ及びハに掲げる業務及びこれらに附帯する業務とする。

(業務の委託の認可申請)

第六十一条 機構は、法第八十八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 委託しようとする相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 委託しようとする業務の内容
- 三 委託することを必要とする理由
- 四 委託の条件

(業務方法書の変更の認可申請)

第六十二条 機構は、法第八十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項及び当該変更の内容
- 二 変更を必要とする理由
- 三 その他参考となるべき事項

(業務方法書の記載事項)

第六十三条 法第八十九条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第八十七条第一号に規定する技能実習に関し行う業務に関する事項
- 二 法第八十七条第二号に規定する技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）に関する事項
- 三 法第八十七条第三号に規定する技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務に関する事項
- 四 法第八十七条第四号に規定する調査及び研究に関する事項
- 五 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

第四節 補則

(検査職員の身分証明書)

第六十四条 法第百条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第二十四号によるものとする。

(定款の変更の認可申請)

第六十五条 機構は、法第百一条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項及び当該変更の内容
- 二 変更を必要とする理由
- 三 その他参考となるべき事項

第四章 雑則

(手数料の納付方法等)

第六十六条 法第二十三条第七項（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条第四項に規定する手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って納付しなければならない。

2 法第八条第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第五項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

3 前二項の規定により納付した手数料は、返還しない。

(権限の委任)

第六十七条 法第百四条第六項の規定により、政令第六条各号に掲げる出入国在留管理庁長官に委任された権限は、実習実施者等（法第十三条第一項に規定する実習実施者等をいう。以下この条において同じ。）又は監理団体等（法第十三条第一項に規定する監理団体等をいう。以下この条において同じ。）に係る事業所その他技能実習に関係のある場所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法第百四条第五項の規定により法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第百四条第六項の規定により、法第十五条第一項に規定する出入国在留管理庁長官の権限は、実習実施者等又は監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、出入国在留管理庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第百四条第六項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、実習実施者等又は監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第十三条第一項の規定による報告徴収等
- 二 法第十五条第一項の規定による命令
- 三 法第三十五条第一項の規定による報告徴収等
- 四 法第三十六条第一項の規定による命令
- 五 法第三十七条第三項の規定による命令

(提出書類等の言語)

第六十八条 法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出する資料が外国語により作成されているときは、その資料が日本語の翻訳文を添付しなければならない。

2 法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出し、又は事業所に備えて置く日本語の書類に、技能実習生の署名を求める場合には、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めなければならない。

(添付書類の省略)

第六十九条 法又はこれに基づく命令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、法務大臣、出入国在留管理庁長官若しくは厚生労働大臣又は機構は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(技能実習に関する経過措置)

第二条 法附則第三条第二項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 法附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」という。）別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動
- 二 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「平成二十一年改正前入管法」という。）別表第一の四の表の研修の在留資格をもって行う同表の研修の項の下欄に掲げる活動
- 2 法附則第三条第三項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動
- 二 平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動（以下「技能実習特定活動」という。）を指定されたものに限る。）をもって行う技能実習特定活動
- 3 法附則第三条第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号ロに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動
- 二 平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格をもって行う同表の研修の項の下欄に掲げる活動
- 4 法附則第三条第五項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第二号ロに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動
- 二 平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習特定活動を指定されたものに限る。）をもって行う技能実習特定活動
- （相当技能実習計画）

第三条 法附則第四条の規定により読み替えて適用される法第九条第四号に規定する主務省令で定める計画は、旧技能実習在留資格者等（法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等をいう。）からの旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格に係る旧入管法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項若しくは第二十一条第二項の申請又は平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格若しくは平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格に係る平成二十一年改正前入管法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項若しくは第二十一条第二項の申請の際に地方入国管理局に提出された技能実習計画とする。

（特定就労活動に従事した者に関する特例）

第四条 特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（次条に規定する旧特定就労活動従事者を除く。以下「特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。	ト 次のいずれかに該当すること。
(1) 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。	(1) 第二号技能実習若しくは第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。）の終了後本国に一年以上一年未満の期間一時帰国してから特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。）を開始し又は第二号技能実習若しくは第二号技能実習に相当するものの終了後引き続き特定就労活動を開始してから一年以内に特定就労活動を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している特定就労活動を再開し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。
(2) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。	(2) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後本国に一年以上帰国してから特定就労活動を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始する又は当該特定就労活動の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

（旧特定就労活動に従事した者に関する経過措置）

第五条 旧特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（以下「旧特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。	ト 次のいずれかに該当すること。
(1) 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。	(1) 旧特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。）の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。
(2) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。	(2) 第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）の終了後本国に一年以上帰国してから旧特定就労活動を開始し、かつ、当該旧特定就労活動の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始する又は当該旧特定就労活動の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

第六条 介護等特定活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（以下「介護等特定活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該介護等特定活動従事者に係る技能実習計画（介護職種に係るものに限る。）を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。 (2) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。	ト 第一号技能実習に係るものである場合にあっては、次の(1)又は(2)に該当するものであること、第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次の(1)又は(2)及び(3)又は(4)に該当するものであること。 (1) 介護等特定活動(出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下このトにおいて同じ。)の終了後本国に一月以上一時帰国してから第一号技能実習を開始するものであること。 (2) 介護等特定活動の終了後引き続き第一号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。 (3) 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。 (4) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。
---	---

附 則 (平成二九年四月七日法務省・厚生労働省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十九年十一月一日)から施行する。

(技能実習計画の記載事項に関する経過措置)

第二条 旧技能実習在留資格者等(法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等をいう。以下同じ。)を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画(第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るものを除く。)を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(以下「改正後規則」という。)第七条の規定の適用については、当分の間、同条第七号中「第二号技能実習」とあるのは「第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。次号において同じ。)」と、同条第八号中「第一号技能実習に係る技能実習計画」とあるのは「第一号技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。)に係る相当技能実習計画(法附則第四条の規定により読み替えて適用される法第九条第四号に規定する相当技能実習計画をいう。以下この号において同じ。)」と、「第二号技能実習に係る技能実習計画」とあるのは「第二号技能実習に相当するものに係る相当技能実習計画」とする。

(技能実習計画の添付書類に関する経過措置)

第三条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第八条の規定の適用については、当分の間、同条第二十二号中「基礎級」とあるのは、「基礎級(職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第五十七号)による改正前の基礎二級を含む。)」とする。

2 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第八条の規定の適用については、当分の間、同条第二十五号中「技能実習生」とあるのは、「技能実習生(技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。)」とする。

(技能実習の目標及び内容の基準に関する経過措置)

第四条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条第二項第三号ト中「第二号技能実習」とあるのは「第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)」と、同項第四号ロ中「に第一号技能実習」とあるのは「に第一号技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。以下このロにおいて同じ。)」と、「第一号技能実習を行わせた者が」とあるのは「第一号技能実習に相当するものを行わせた者が」とする。

2 法附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格(法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下この項において「平成二十一年改正前入管法」という。)別表第一の四の表の研修の在留資格若しくは平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格(平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもって在留したことがある者を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条第二項第三号チ中「同じ技能実習」とあるのは「同じ技能実習(技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)を含む。以下このチにおいて同じ。)」と、「第一号技能実習」とあるのは「第一号技能実習(第一号技能実習に相当するもの(同条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。)を含む。)」と、「第二号技能実習」とあるのは「第二号技能実習(第二号技能実習に相当するもの(同条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)を含む。)」とする。

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備に関する経過措置)

第五条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十二条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第六号中「第二号技能実習生が第二号技能実習」とあるのは、「第二号技能実習生(第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。))を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。)が第二号技能実習(第二号技能実習に相当するものを含む。)」とする。

(技能実習責任者の選任に関する経過措置)

第六条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第十三条中「あり、かつ、過去三年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者」とあるのは、「ある者」とする。

(技能実習生の数に関する経過措置)

第七条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十六条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号中「第一号技能実習生」とあるのは「第一号技能実習生（第一号技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。第四項において同じ。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。））」と、「技能実習生」とあるのは「技能実習生（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。第四項において同じ。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。））」と、「第二号技能実習生」とあるのは「第二号技能実習生（第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。第四項において同じ。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。））」と、同項第二号中「企業単独型技能実習生」とあるのは「企業単独型技能実習生（企業単独型技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第三項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。））」と、同条第四項中「定める技能実習」とあるのは「定める技能実習（技能実習に相当するものを含む。以下この項において同じ。））」と、同項第一号中「第一号技能実習又は第二号技能実習」とあるのは「第一号技能実習（第一号技能実習に相当するものを含む。）又は第二号技能実習（第二号技能実習に相当するものを含む。以下この項において同じ。））」とする。

2 特定旧技能実習在留資格者等（農業を営む機関（法人を除く。）又は漁業を営む機関（船上において行う漁業を営むものを除く。）であって常勤の職員の総数が一であるものに受け入れられている旧技能実習在留資格者等をいう。以下この項において同じ。）を雇用する者が、当該特定旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十六条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号中「次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）」とあるのは「二」と、「同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）」とあるのは「四」と、同条第二項第二号中「同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）」とあるのは「二」と、「同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）」とあるのは「四」とする。

(外部役員及び外部監査人に関する経過措置)

第八条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号の規定は、適用しない。

2 改正後規則第三十条の規定の適用については、当分の間、同条第二項第二号へ中「技能実習」とあるのは、「技能実習（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を含む。第五項第二号チにおいて同じ。））」とする。

(監理団体の業務の実施に関する基準に関する経過措置)

第九条 改正後規則第五十二条の規定の適用については、当分の間、同条第九号中「第二号団体監理型技能実習生が第二号団体監理型技能実習」とあるのは、「第二号団体監理型技能実習生（第二号団体監理型技能実習に相当するもの（法附則第三条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。）が第二号団体監理型技能実習（第二号団体監理型技能実習に相当するものを含む。））」とする。

(監理責任者に関する経過措置)

第十条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第五十三条第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二九年七月一四日法務省・厚生労働省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月二九日法務省・厚生労働省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月二三日法務省・厚生労働省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月三一日法務省・厚生労働省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一二月六日法務省・厚生労働省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一二月二六日法務省・厚生労働省令第九号）

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一月九日法務省・厚生労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月六日法務省・厚生労働省令第二号）

(施行期日)

1 この省令は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成三〇年一一月一二日法務省・厚生労働省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一一月一三日法務省・厚生労働省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一一月一六日法務省・厚生労働省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月一五日法務省・厚生労働省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による技能実習計画の認定の申請、監理団体の許可の申請及び監理団体の許可の有効期間の更新の申請は、それぞれこの省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による技能実習計画の認定の申請、監理団体の許可の申請及び監理団体の許可の有効期間の更新の申請とみなす。

第三条 旧規則の規定による別記様式第1号及び別記様式第11号の申請書は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記様式第1号及び別記様式第11号の申請書とみなす。

第四条 旧規則の規定による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証とみなす。

第五条 この省令の施行前に、旧規則の規定により交付された別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証の効力については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二六日法務省・厚生労働省令第二号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日法務省・厚生労働省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され又は作成された通知書、許可証その他の文書の効力については、なお従前の例による。

附 則（令和元年九月六日法務省・厚生労働省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請及び報告（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

附 則（令和元年九月一三日法務省・厚生労働省令第五号）

（施行期日）

1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条本文に規定する日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年一一月八日法務省・厚生労働省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二五日法務省・厚生労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二三日法務省・厚生労働省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日前に行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項及び第十一条第一項の認定の申請に係る同法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月二七日法務省・厚生労働省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和二年三月三十日。次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条の規定は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十四号）の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下この項において「新規則」という。）第三十三条第一項の規定は、施行日以後に職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この項において「違反行為」という。）をした場合（団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。）が新規則第三十三条第一項第一号イに該当する場合（当該違反行為をした日から起算

して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為をしたことがある場合に限る。) にあつては、当該同一の規定に違反する行為を施行日以後にした場合) について適用する。

- 3 第二条の規定による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第三十三条第一項第三号の規定は、附則第一項ただし書に規定する施行の日以後に職業安定法施行令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為をした場合について適用する。

附 則 (令和二年七月一七日法務省・厚生労働省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月二一日法務省・厚生労働省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二五日法務省・厚生労働省令第九号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年一月八日法務省・厚生労働省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年二月二六日法務省・厚生労働省令第二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の際現に行われている技能実習計画の認定の申請についても適用する。

附 則 (令和三年三月一六日法務省・厚生労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二六日法務省・厚生労働省令第四号)

(施行期日)

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年七月二九日法務省・厚生労働省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年四月二五日法務省・厚生労働省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年八月一六日法務省・厚生労働省令第二号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年九月三〇日法務省・厚生労働省令第三号)

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和五年一月三一日法務省・厚生労働省令第一号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の様式は、この省令の施行の日以後に終了する技能実習事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した技能実習事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年三月三一日法務省・厚生労働省令第二号)

(施行期日)

- 1 この省令は、令和五年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の日前に行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二十三条第一項の許可の申請、同法第三十一条第二項の許可の有効期間の更新の申請及び同法第三十二条第一項の許可の申請に係る同法第二十五条第一項第二号の許可の基準については、なお従前の例による。

- 3 この省令の施行の日前に行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項及び第十一条第一項の認定の申請に係る同法第九条第二号の認定の基準については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年七月二四日法務省・厚生労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一〇月三一日法務省・厚生労働省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一〇月三一日法務省・厚生労働省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一

一 農業関係（二職種六作業）

職種	作業	試験	試験実施者
耕種農業	施設園芸	農業技能評価試験	一般社団法人全国農業会議所
	畑作・野菜		
	果樹		
畜産農業	養豚	農業技能評価試験	一般社団法人全国農業会議所
	養鶏		
	酪農		

二 漁業関係（二職種十作業）

職種	作業	試験	試験実施者
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁船漁業技能評価試験	一般社団法人大日本水産会
	延縄漁業		
	いか釣り漁業		
	まき網漁業		
	ひき網漁業		
	刺し網漁業		
	定置網漁業		
	かに・えびかご漁業		
	棒受網漁業		
養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業	養殖業技能評価試験	一般社団法人大日本水産会

三 建設関係（一職種四作業）

職種	作業	試験	試験実施者
建設機械施工	押土・整地作業	建設機械施工技能評価試験	一般社団法人日本建設機械施工協会
	積込み作業		
	掘削作業		
	締固め作業		

四 食品製造関係（八職種十五作業）

職種	作業	試験	試験実施者
缶詰巻締	缶詰巻締	缶詰巻締技能評価試験	公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会
食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業	食鳥処理加工業技能評価試験	一般社団法人日本食鳥協会
加熱性水産加工食品製造業	節類製造	水産加工食品製造業技能評価試験	全国水産加工業協同組合連合会
	加熱乾製品製造		
	調味加工品製造		
	くん製品製造		
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	水産加工食品製造業技能評価試験	全国水産加工業協同組合連合会
	乾製品製造		
	発酵食品製造		
	調理加工品製造		
	生食用加工品製造		
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業	牛豚食肉処理加工業技能評価試験	公益社団法人全国食肉学校
そう菜製造業	そう菜加工作業	惣菜製造業技能評価試験	一般社団法人外国人食品産業技能評価機構
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	農産物漬物製造業技能実習評価試験	全日本漬物協同組合連合会
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験	公益社団法人日本メディカル給食協会

五 繊維・衣服関係（六職種十三作業）

職種	作業	試験	試験実施者
紡績運転	前紡工程作業	紡績運転技能評価試験	一般財団法人日本綿業技術・経済研究所
	精紡工程作業		
	巻糸工程作業		
	合ねん糸工程作業		
織布運転	準備工程作業	織布運転技能評価試験	一般財団法人日本綿業技術・経済研究所
	製織工程作業		
	仕上工程作業		
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業	たて編ニット生地製造技能評価試験	日本経編協会
下着類製造	下着類製造作業	下着類製造技能評価試験	一般社団法人日本ボディファッション協会
カーペット製造	織じゅうたん製造作業	カーペット製造技能評価試験	日本カーペット工業組合
	タフテッドカーペット製造作業		
	ニードルパンチカーペット製造作業		

座席シート縫製	自動車シート縫製作業	座席シート縫製技能実習評価試験	一般社団法人日本ソーイング技術研究協会
---------	------------	-----------------	---------------------

五の二 機械・金属関係（二職種五作業）

職種	作業	試験	試験実施者
アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工作業	アルミニウム圧延・押出製品製造技能実習評価試験	一般社団法人日本アルミニウム協会
	仕上げ作業		
金属熱処理業	全体熱処理作業	金属熱処理業技能実習評価試験	一般社団法人日本金属熱処理工業会
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）作業		
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）作業		

六 その他（十三職種二十作業）

職種	作業	試験	試験実施者
溶接	手溶接	溶接技能評価試験	一般社団法人日本溶接協会 一般財団法人日本海事協会
	半自動溶接		
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形作業	陶磁器工業製品製造技能評価試験	一般財団法人日本陶業連盟
	圧力鋳込み成形作業		
	パッド印刷作業		
自動車整備	自動車整備作業	外国人自動車整備技能実習評価試験	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
介護	介護	介護技能実習評価試験	一般社団法人シルバーサービス振興会
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	リネンサプライ技能実習評価試験	一般社団法人日本リネンサプライ協会
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造技能実習評価試験	一般社団法人全国コンクリート製品協会
宿泊	接客・衛生管理作業	宿泊技能実習評価試験	一般社団法人宿泊業技能試験センター
印刷	グラビア印刷作業	グラビア印刷技能実習評価試験	全国グラビア協同組合連合会
R P F 製造	R P F 製造作業	R P F 製造技能実習評価試験	一般社団法人日本 R P F 工業会
鉄道施設保守整備	軌道保守整備作業	軌道保守整備技能実習評価試験	一般社団法人日本鉄道施設協会
ゴム製品製造	成形加工作業	ゴム製品製造技能実習評価試験	一般社団法人日本ゴム工業会
	押出し加工作業		
	混練り圧延加工作業		
	複合積層加工作業		
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装作業	鉄道車両整備技能実習評価試験	一般社団法人日本鉄道車両機械技術協会
	空気装置検修・解ぎ装作業		
木材加工	機械製材作業	木材加工技能実習評価試験	一般社団法人全国木材組合連合会

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める試験

別表第二

一 農業関係（二職種六作業）

職種	作業
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

二 漁業関係（二職種十作業）

職種	作業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業
養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業

三 建設関係（二十二職種三十三作業）

職種	作業
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業

	内外装板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業

四 食品製造関係（十一職種十八作業）

職種	作業
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業	そう菜加工作業
農産物漬物製造業	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

五 繊維・衣服関係（十三職種二十二作業）

職種	作業
紡績運転	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
織布運転	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業

たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
下着類製造	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製	自動車シート縫製作業

六 機械・金属関係（十七職種三十四作業）

職種	作業
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業
	非鉄金属鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業
アルミニウム圧延・押出製品製造	引拔加工作業
	仕上げ作業
金属熱処理業	全体熱処理作業
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）作業
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）作業

七 その他（二十一職種三十八作業）

職種	作業
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
	グラビア印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接	手溶接

	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業
自動車整備	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護	介護
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造
宿泊	接客・衛生管理作業
R P F 製造	R P F 製造作業
鉄道施設保守整備	軌道保守整備作業
ゴム製品製造	成形加工作業
	押出し加工作業
	混練り圧延加工作業
	複合積層加工作業
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装作業
	空気装置検修・解ぎ装作業
木材加工	機械製材作業

八 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種及び作業

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第1面 A・B・C・D・E・F

※ 認定番号

技 能 実 習 計 画 認 定 申 請 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

申請者

次の技能実習計画について、申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第10条各号に規定する欠格事由(第7面記載)を確認するとともに、そのいずれにも該当しないことを誓約し、法第8条第1項の認定を申請します。

(団体監理型技能実習に係るものである場合)

申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理団体

(注意)

※印欄には、記載しないこと。

別記様式第1号（第4条第1項関係）

（日本産業規格A列4）

第2面 A・B・C・D・E・F

技 能 実 習 計 画

作成日： 年 月 日

1 申請者	①実習実施者届出受理番号					
	(ふりがな)					
	②氏名又は名称					
	③住所		〒 — (電話 — —)			
	(ふりがな)					
	④代表者の氏名					
	⑤法人番号					
	法人	(ふりがな)	⑥役員の氏名、役職名及び住所	氏名	役職名	住所
				①		〒 —
				②		〒 —
③					〒 —	
④					〒 —	
⑤					〒 —	
2 技能実習を行わせる事業所	(ふりがな)					
	①名称					
	②所在地		〒 — (電話 — —)			
	(ふりがな)					
③技能実習責任者の氏名及び役職名				役職名		

	(ふりがな)				
	④技能実習指導員の氏名 及び役職名			役職名	
	(ふりがな)				
	⑤生活指導員の氏名及び 役職名			役職名	
3 技能 実習生	①氏名	ローマ字			
		漢字			
	②国籍 (国又は地域)				
	③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才)	性別 (男 ・ 女)	
	④帰国 (予定) 期間		年 月 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
4 技能実習の区分			☐ A (第一号企業単独型技能実習) ☐ D (第一号団体監理型技能実習) ☐ B (第二号企業単独型技能実習) ☐ E (第二号団体監理型技能実習) ☐ C (第三号企業単独型技能実習) ☐ F (第三号団体監理型技能実習)		
5 技能 実習の 内容	①移行対象職種・作業の場合	コード番号 ()	職種名 ()	作業名 ()	
		複数実施の場合	コード番号 ()	職種名 ()	作業名 ()
	②移行対象職種・作業以外 の場合				
	③入国後講習		第3面「入国後講習実施予定表」のとおり		
	入国前講習実施の有無		☐ 有 ☐ 無		
6 技能実習の目標	④実習		第1号技能実習にあつては第4面「実習実施予定表」、第2号技能実習又は第3号技能実習にあつては第5面「実習実施予定表 (1年目)」及び第6面「実習実施予定表 (2年目)」のとおり		
			☐ 技能検定 (試験名: 、級:) ☐ 技能実習評価試験 (試験名: 、級:) ☐ その他 (内容:)		
7 前段 階の目 標の達 成状況	①目標の達成	複数実施の場合	☐ 技能検定 (試験名: 、級:) ☐ 技能実習評価試験 (試験名: 、級:) ☐ その他 (内容:)		
			☐ 技能検定 (試験名: 、級:) ☐ 技能実習評価試験 (試験名: 、級:) ☐ その他 (内容:)		
	②前段階の技能実習計画の 認定番号				
8 技能実習の期間及び時間数			延べ期間 年 月 日間 (年 月 日 ~ 年 月 日) 合計時間 時間 (入国後講習 時間、実習 時間)		
9	①監理団体の許可番号				

団体 監理型 技能実習	②監理団体の許可の別		☐ 一般監理事業 ☐ 特定監理事業	
	(ふりがな) ③監理団体の名称			
	④監理団体の住所		〒 — (電話 — —)	
	(ふりがな) ⑤監理団体の代表者の氏名			
	(ふりがな) ⑥監理責任者の氏名			
	(ふりがな) ⑦担当事業所の名称			
	⑧担当事業所の所在地		〒 — (電話 — —)	
	(ふりがな) ⑨計画指導担当者の氏名			
	⑩取次送出機関の氏名又は名称 (送出機関番号又は整理番号を記載すること。)			
			送出機関番号 整理番号	
10 技能実習生の待遇	①報酬	賃金	月給 ・ 日給 ・ 時給 円	
		講習手当	円	
		その他	円	
	②雇用契約期間	期間の定め(有(年 月 日 ~ 年 月 日) ・ 無)		
	③労働時間及び休憩	時 分 ~ 時 分 (休憩: 時 分 ~ 時 分)		
	④所定労働時間	年間 時間 / 週平均 時間		
	⑤休日			
	⑥休暇			
⑦宿泊施設				
	⑧技能実習生が定期的に負担する費用	食費 円、居住費 円、その他 円		
11 備考		※ 過去1年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の有無 ☐ 有 ☐ 無		

(注意)

- 1 1欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 2 1欄の④及び⑥について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 1欄の⑦は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 4 2欄について、技能実習を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 3欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 6 3欄の④は、第3号技能実習に係る申請である場合には、第2号技能実習の終了後第3号技能実習の開始までの間又は第3号技能実習開始から1年以内における本国への一時帰国の期間（一時帰国する予定の期間を含む。）を記載すること。帰国期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 5欄の①及び②について、移行対象職種・作業である場合には、主務大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。移行対象職種・作業でない第1号技能実習に係る技能実習計画である場合には、技能実習の内容が分かるように具体的に記載すること。
- 8 5欄の①について、複数の職種及び作業を実施する場合には、技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標を定めた職種及び作業については、コード番号、職種名及び作業名を記載し、その他の職種及び作業については、複数実施の場合の欄にコード番号を全て記載すること。また、複数の職種及び作業を実施する理由を11欄に記載すること。
- 9 5欄の③及び④は、技能実習の区分に応じた所定の様式で作成し、提出すること。
- 10 5欄の③につき入国前講習を実施している場合には、その内容について別紙により提出すること。
- 11 6欄及び7欄について、複数の職種及び作業を実施する場合には、主たる職種及び作業については、上欄に記載し、主たる職種及び作業以外の職種及び作業については、下欄の複数実施の場合の欄に記載すること。
- 12 6欄について、その他の欄にチェックマークを付す場合には、目標とする業務内容、水準等を具体的に記載すること。
- 13 7欄について、第2号技能実習に係る申請である場合には第1号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を、第3号技能実習に係る申請である場合には第2号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を記載すること。
- 14 8欄について、技能実習の期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 15 9欄の⑩括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 16 10欄の⑫について、雇用契約期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 17 11欄には、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、過去1年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の有無（※印）について、該当する欄にチェックマークを付すこと。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第3面 A

入 国 後 講 習 実 施 予 定 表

講習実施施設

施 設 名
所 在 地
連 絡 先

法的保護に必要な情報について講義を行う講師

氏 名
職 業
所 属 機 関
専門的知識の経歴
資 格 ・ 免 許

講習期間 年 月 日 ～ 年 月 日

講 習 内 容 講師の氏名(役職・経験年数・ 委託の有無)		合計 時間	時間数											
			1 月 目	2 月 目	3 月 目	4 月 目	5 月 目	6 月 目	7 月 目	8 月 目	9 月 目	10月 目	11月 目	12月 目
1														
2														
3														
4														
5														
合 計 時 間		h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

(日本産業規格A列4)

第3面 D

入 国 後 講 習 実 施 予 定 表

① 施設名： 所在地： 連絡先：

② 施設名： 所在地： 連絡先：

③ 施設名： 所在地： 連絡先：

名 称
住 所
代表者の氏名

氏 名
職 業
所 属 機 関
専門的知識の経歴
資 格 ・ 免 許

講習期間 年 月 日 ~ 年 月 日

[illegible]

[illegible]

- 1 講習施設が複数ある場合は、それぞれの施設名、所在地及び連絡先を記載し、講習施設の欄に、該当する番号を記載すること。
- 2 入国後講習を委託する場合は、委託する各日の科目ごとに「○」を記載すること。

別記様式第1号（第4条第1項関係）

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第4面 A・D

実 習 実 施 予 定 表

技能実習を行わせる事業所

- ① 事業所名

所在地
- ② 事業所名

所在地
- ③ 事業所名

所在地

実習期間 年 月 日 ～ 年 月 日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名(経験年数)			事業 所	合 計 時 間	月・時間数											
					1 月 目	2 月 目	3 月 目	4 月 目	5 月 目	6 月 目	7 月 目	8 月 目	9 月 目	10 月 目	11 月 目	12 月 目
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
合 計 時 間				h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第1号（第4条第1項関係）

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第5面 B・C・E・F

実 習 実 施 予 定 表（1 年 目）

技能実習を行わせる事業所

- ① 事業所名
- 所在地
- ② 事業所名
- 所在地
- ③ 事業所名
- 所在地

実習期間 年 月 日 ～ 年 月 日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名(経験年数)			事業 所	合 計 時 間	月・時間数											
					1 月 目	2 月 目	3 月 目	4 月 目	5 月 目	6 月 目	7 月 目	8 月 目	9 月 目	10月 目	11月 目	12月 目
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
合 計 時 間				h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第1号（第4条第1項関係）

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第6面 B・C・E・F

実 習 実 施 予 定 表（ 2 年 目 ）

技能実習を行わせる事業所

- ① 事業所名
- 所在地
- ② 事業所名
- 所在地
- ③ 事業所名
- 所在地

実習期間 年 月 日 ～ 年 月 日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名(経験年数)			事業 所	合 計 時 間	月・時間数											
					1 月 目	2 月 目	3 月 目	4 月 目	5 月 目	6 月 目	7 月 目	8 月 目	9 月 目	10月 目	11月 目	12月 目
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
合 計 時 間				h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第7面 A・B・C・D・E・F

私(申請者)は、法第10条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないことを確認しましたので、その旨をここに誓約します。 □※

(注意)

申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第10条各号に規定する欠格事由】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)(抄)
(認定の欠格事由)
- 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二百五十六条、第二百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項(同法第二百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令に定めるもの
 - 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
 - 八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - 九 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
 - 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。))
 - 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 十二 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第百三十六号)(抄)

(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第百十八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第百十九条(第一号(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))及び第百二十条(第一号(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一條の規定

二 船員法(昭和二十二年法律第百号)第二百九条(同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。)、第百三十条(同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条(同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。))及び第百三十一条(第一号(同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。))及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定(これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。))

三 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。))及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四 船員職業安定法第百一条から第百五条までの規定

五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百十九号)第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定

六 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和三十九年法律第百三十二号)第四十条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十九年法律第三十三号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

九 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

十 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十一 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条、第四十九条(第一号を除く。))及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの規定

十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第二百一十一條の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第二百九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第百九条及び第百二十二條の規定

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号)(抄)

(技能実習に関する業務を適正に行うことができない者)

第十六条の二 法第十条第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。))の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第2号（第5条第2項関係）

（日本産業規格A列4）

技 能 実 習 計 画 認 定 通 知 書

殿

外国人技能実習機構 理事長

㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条第1項の認定の申請があった技能実習計画について、下記のとおり同項の認定をしましたので通知します。

記

1認定番号			
2申請年月日		年	月 日
3認定年月日		年	月 日
4技能実習の期間		年	月 日 ～ 年 月 日
5 申 請 者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒 — (電話 — —)
6 技 能 実 習 生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍(国又は地域)		
③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才) 性別(男 ・ 女)	
7 監 理 団 体	①許可番号		
	②名称		
	③住所		〒 — (電話 — —)
8技能実習の区分		☐ A(第一号企業単独型技能実習) ☐ D(第一号団体監理型技能実習) ☐ B(第二号企業単独型技能実習) ☐ E(第二号団体監理型技能実習) ☐ C(第三号企業単独型技能実習) ☐ F(第三号団体監理型技能実習)	

(注意)

- 5欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
- 6欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。
- 7欄には、団体監理型技能実習の場合について記載を行う。

別記様式第3号（第17条関係）

（日本産業規格A列4）

※ 軽変届出受理番号

技能実習計画 軽微変更届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

（団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明）

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第17条の規定により下記のとおり認定計画の軽微な変更の届出をします。

記

1 認定番号					
2 認定年月日		年 月 日			
3 届出者	①実習実施者届出受理番号				
	(ふりがな)				
	②氏名又は名称				
	③住所		〒 — (電話 — —)		
4 技能実習生	①氏名	ローマ字			
		漢字			
	②国籍（国又は地域）				
	③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才) 性別 (男 ・ 女)		
5 認定計画の軽微な変更の内容		項目	変更前	変更後	変更年月日
					年 月 日

6 備考	
------	--

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 3 4欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 5欄は、軽微な変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。なお、同欄で記載する内容が取次送出機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載に加え、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 5 6欄には、軽微な変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、軽微な変更の届出が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第4号（第18条第1項関係）

（日本産業規格A列4）

※ 変更認定番号

技能実習計画 変更認定申請書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

申請者

（団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明）

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり認定計画の変更の認定の申請をします。

記

1 認定番号			
2 認定年月日		年 月 日	
3 申請者	①実習実施者届出受理番号		
	(ふりがな)		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒 — (電話 — —)
4 技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才) 性別 (男 ・ 女)
5 団体監理型	①監理団体の許可番号		
	②監理団体の許可の別		☐ 一般監理事業 ☐ 特定監理事業
	(ふりがな) ③監理団体の名称		

技能 実習	④監理団体の住所	〒 — (電話 — —)																		
	(ふりがな) ⑤監理団体の代表者の氏名																			
	(ふりがな) ⑥監理責任者の氏名																			
	(ふりがな) ⑦担当事業所の名称																			
	⑧担当事業所の所在地	〒 — (電話 — —)																		
	(ふりがな) ⑨計画作成指導担当者の氏名																			
	⑩取次送出機関の氏名又は名称 (送出機関番号又は整理番号を記載すること。)																			
	送出機関番号											整理番号								
6 認定計画の変更の内容	項目	変更前				変更後				変更年月日										
										年 月 日										
7 備考																				

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 3 欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 4 欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 5 欄の⑩括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 6 欄は、変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。
- 7 欄には、変更の認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、変更の認定の申請が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第5号（第18条第3項関係）

（日本産業規格A列4）

技 能 実 習 計 画 変 更 認 定 通 知 書

殿

外国人技能実習機構 理事長

㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第11条第1項の規定により変更の申請のあった技能実習計画について、下記のとおり同項の変更の認定をしましたので通知します。

記

1変更認定番号(認定番号)		()	
2変更申請年月日		年 月 日	
3変更認定年月日(認定年月日)		年 月 日(年 月 日)	
4技能実習の期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
5 申 請 者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒 — (電話 — —)
6 技 能 実 習 生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍(国又は地域)		
	③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才) 性別(男 ・ 女)
7技能実習の区分		☐ A(第一号企業単独型技能実習) ☐ D(第一号団体監理型技能実習) ☐ B(第二号企業単独型技能実習) ☐ E(第二号団体監理型技能実習) ☐ C(第三号企業単独型技能実習) ☐ F(第三号団体監理型技能実習)	

(注意)

- 5欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
- 6欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。

別記様式第6号（第19条関係）

第1面

第号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
第13条第2項(第35条第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査証

写真

職名及び氏名
年 月 日生
年 月 日交付
法 務 大 臣 印
厚生労働大臣 印

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋
(報告徴収等)
第13条 主務大臣は、この章(次節を除く。)の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であった者(以下この項及び次条第1項において「実習実施者等」という。)、監理団体若しくは監理団体であった者(以下この項、次条第1項及び第35条第1項において「監理団体等」という。)若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは職員(以下この項において「役職員」という。)若しくは役職員であった者(以下この項及び次条第1項において「役職員等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認定の取消し等)
第16条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。
一〜三 (略)
四 第13条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
五〜七 (略)
2 (略)

第3面

(報告徴収等)

第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者(監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。)若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員(以下この項において「役職員」という。)若しくは役職員であった者(以下この項において「役職員等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(許可の取消し等)

第37条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2～4 (略)

第4面

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二～十二 (略)

第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条(第44条に係る部分に限る。)、第111条及び前条(第12号を除く。))の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。

別記様式第7号（第20条第1項関係）

（日本産業規格A列4）

※ 届出受理番号

実 習 実 施 者 届 出 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第17条の規定により下記のとおり実施の届出をします。

記

1 届出者	(ふりがな) ①氏名又は名称	
	②住所	〒 — (電話 — —)
2技能実習計画	①認定番号	
	②認定年月日	
3技能実習を開始した日		年 月 日
4備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を開始する場合には複数の技能実習計画の全てを記載すること。ただし、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第8号（第20条第3項関係）

（日本産業規格A列4）

実 習 実 施 者 届 出 受 理 書

殿

外国人技能実習機構 理事長



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第17条の規定による実施の届出について、受理しましたので通知します。

記

1実習実施者届出受理番号		
2届出受理年月日		年 月 日
3届出者	①氏名又は名称	
	②住所	〒 — (電話 — —)

別記様式第9号（第21条第1項関係）

（日本産業規格A列4）

※ 困難時届出受理番号	
-------------	--

技能実習実施困難時届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第19条第1項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

1 届出者	①実習実施者届出受理番号		
	(ふりがな) ②氏名又は名称		
	③住所		〒 — (電話 — —)
2企業単独型技能実習計画		①認定番号	
		②認定年月日	年 月 日
		③技能実習の区分	☐ 第1号企業単独型技能実習 ☐ 第2号企業単独型技能実習 ☐ 第3号企業単独型技能実習
3企業単独型技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍(国又は地域)		
	③生年月日、年齢及び性別		
4技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因			☐ 企業単独型実習実施者の都合 (理由 ☐ 実習認定の取消し ☐ 経営上・事業上の理由 ☐ その他 ())
			☐ 企業単独型技能実習生の都合 (理由 ☐ 病気・怪我 ☐ 実習意欲の喪失・ホームシック ☐ 行方不明(年 月 日発生) ☐ 本国の家族の都合 ☐ その他 ())

		上記事由の概要(発生時期、経緯、原因等)
5企業単独型技能実習生の現状	①入国状況	☐ 入国前 ☐ 入国済(年 月入国) (「入国前」にチェックマークを付した場合は5②及び③は記載不要。)
	②住居の確保	☐ 有 ☐ 無
	③生活費等の確保	☐ 有(休業手当) ☐ 有(雇用保険) ☐ 有(生活費等) ☐ 無
		②及び③の具体的状況等(支援実施者、受給開始日等)
6企業単独型技能実習の継続のための措置		企業単独型技能実習生の企業単独型技能実習の継続意思 ☐ 有 ☐ 無 転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等
7備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 2欄及び3欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 3欄の①は、ローマ字で旅券(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 4欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと(実習実施者の事業規模の縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「企業単独型技能実習生の都合」ではなく、「企業単独型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。
- 5 5欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の企業単独型技能実習生の現状について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 6 6欄の無にチェックマークを付した場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。
- 7 7欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第10号（第23条第1項関係）

別記様式第10号(第23条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

※実施状況報告 受理番号	
-----------------	--

実施状況報告書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第1項の規定により、
下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

1 報告対象期間		年4月1日 ～ 年3月31日			
2 実習実施者	①実習実施者届出受理番号				
	(ふりがな)				
	②氏名又は名称				
	③住所		〒 ー (電話 ー ー)		
	④業種		大分類(ー 、 ー) 小分類(ー 、 ー)		
⑤職種(最も多く受け入れているもの)		コード番号(ー) 職種名(ー)			
3 報告対象技能実習生数 (上記1の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。)		第1号 ー 人、第2号 ー 人、第3号 ー 人			
4 技能検 定等受検 状況 (上記3 の技能実 習生に限 る。)	試験区分		修了者数	うち受験者数	うち合格者数
	①基礎級程度 (第1号修了者)	実技	ー 人	ー 人	ー 人
		学科	ー 人	ー 人	ー 人
	②3級程度 (第2号修了者)	実技	ー 人	ー 人	ー 人
		学科	ー 人	ー 人	ー 人
	③2級程度 (第3号修了者)	実技	ー 人	ー 人	ー 人
		学科	ー 人	ー 人	ー 人
5 労働条 件等			第1号技能実習生 (入国後講習中の者を除く。)	第2号技能実習生	第3号技能実習生
	(1) 実労働日数		平均 ー 日/月	平均 ー 日/月	平均 ー 日/月
	(2) 所定内実労働時間数 (実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。)		平均 ー 時間/月	平均 ー 時間/月	平均 ー 時間/月
	(3) 超過実労働時間数 (早出、残業、休日労働等)		平均 ー 時間/月	平均 ー 時間/月	平均 ー 時間/月
	(4) きまって支給する現金給与額 (超過労働給与額を含む。)		平均 ー 円/月	平均 ー 円/月	平均 ー 円/月
	①うち超過労働給与額 (時間外手当、深夜手当、休日 手当、宿日直手当等)		平均 ー 円/月	平均 ー 円/月	平均 ー 円/月
	②うち通勤手当		平均 ー 円/月	平均 ー 円/月	平均 ー 円/月
	③うち精皆勤手当		平均 ー 円/月	平均 ー 円/月	平均 ー 円/月
	④うち家族手当		平均 ー 円/月	平均 ー 円/月	平均 ー 円/月
	(5) 上記1の期間中の賞与、期末手当等 特別給与額		平均 ー 円	平均 ー 円	平均 ー 円

(6) 控除額							
	①食費	平均	円／月	平均	円／月	平均	円／月
	②居住費 (水道、光熱費含む。)	平均	円／月	平均	円／月	平均	円／月
	③税・社会保険料	平均	円／月	平均	円／月	平均	円／月
	④その他	平均	円／月	平均	円／月	平均	円／月
(7) 昇給率	①第2号移行時			平均	%		
	②第3号移行時					平均	%
6技能実習の継続が困難となった技能実習生数 (上記1の期間中に限る。)				(うち行方不明者数、割合)		人 %	
7他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無				人数		人	
				登録の有無		有 ・ 無	
8地域社会との共生 に向けた取組の実施 状況				取組概要			
	①日本語学習支援						
	②地域社会との交流の機会提供						
	③日本文化を学ぶ機会の提供						
9備考							

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 3欄は、技能実習の終了時点(「技能実習実施困難時届出書」を提出した場合を含む。)又は3月31日時点での区分(第1号から第3号まで)に応じた人数を記載すること。
- 5欄の(1)～(6)は、3欄に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。
- 5欄の(4)の算出に当たっては、月中で技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が1か月分に満たない場合は、当該額を除いて1か月あたりの平均額を算出すること。
- 5欄の(7)は、1欄の期間中に第2号又は第3号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率(複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率)を記載すること。
- 6欄の行方不明者の割合は、3欄の人数に占める割合を算出すること。
- 8欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的内容が分かるものを必要に応じて添付すること。
- 9欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第11号（第24条及び第41条第1項関係）

（日本産業規格A列4）

第1面

※ 許可番号	
※ 許可・更新年月日	

収入印紙
(消印しては
ならない。)

監理団体 許可申請書

監理団体 許可有効期間更新申請書

年 月 日

法 務 大 臣
厚生労働大臣 殿

申請者

申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第26条各号に規定する欠格事由（第2面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第5号イ（法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約し、以下のとおり申請します。

1. 法第23条第2項の規定により下記のとおり監理団体の許可の申請をします。
2. 法第31条第2項の規定により下記のとおり監理団体の許可の有効期間の更新の申請をします。

記

1 申請者	(ふりがな)			
	①名称			
	②住所	〒 — (電話 — —)		
	(ふりがな)			
	③代表者の氏名			
	④法人番号			
	(ふりがな)	氏名	役職名	住所
⑤役員の氏名、役職名及び住所	i			〒 —
	ii			〒 —

	iii			〒	—
	iv			〒	—
	v			〒	—
	vi			〒	—
(ふりがな)					
⑥責任役員の氏名					
⑦外部監査の措置		☐ 有（外部監査人の氏名又は名称： ） ☐ 無（指定外部役員の氏名： ）			
⑧法人の種類		☐ 商工会議所 ☐ 商工会 ☐ 中小企業団体 ☐ 職業訓練法人 ☐ 農業協同組合 ☐ 漁業協同組合 ☐ 公益社団法人 ☐ 公益財団法人 ☐ その他（ ）			
⑨団体監理型技能実習の取扱職種の種類等					
2 監理事業を行う事業所	(ふりがな)				
	①名称				
	②所在地		〒	—	(電話 — —)
	監理責任者	(ふりがな)			
		③氏名			
	④住所	〒	—	(電話 — —)	
※事業所枝番号					
3 許可の別		☐ 一般監理事業 ☐ 特定監理事業			
4 外国の送出機関	①氏名又は名称 (送出機関番号又は整理番号を記載すること。)		送出機関番号		
	②住所				
	③代表者の氏名				
	④団体監理型技能実習の申込みを取り次いで送り出す技能実習生の国籍又は地域				

5 取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要	
6 許可年月日	年 月 日
7 許可番号	
8 監理事業を開始する予定年月日	年 月 日
9 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
10 備考	

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 許可を申請するときは、表題中「監理団体許可有効期間更新申請書」の文字及び第1面上方の2の全文を抹消すること。
- 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中「監理団体許可申請書」の文字及び第1面上方の1の全文を抹消すること。また、2欄の「※事業所枝番号」の「※」の文字を抹消し、該当する事業所の事業所枝番号を記入し、監理団体許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記入すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 1欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 1欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。
- 1欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 1欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定による届出は、1欄の⑩の記載により行うものとする。
- 2欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3欄は、申請する事業の区分につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 4欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出機関を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の⑪について、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 5欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
- 6欄及び7欄は許可の有効期間の更新を申請するときのみ、また、8欄は許可を申請するときのみ、それぞれ記載すること。
- 10欄は、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
- 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

別記様式第11号(第24条及び第41条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第2面

私(申請者)は、法第26条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第5号イ(法第10条第11号に係る部分を除く。)又はロからニのいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。 □※

(注意)

申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第26条各号に規定する欠格事由】

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)(抄)
(許可の欠格事由)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

- 一 第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者
- 二 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 三 第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 四 第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者
 - ロ 第一号(第十条第十三号に係る部分を除く。)又は前号に該当する者
 - ハ 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合(同項第二号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号(第十条第十三号に係る部分を除く。)に該当する者となったことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ニ 第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

(認定の欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百九条若しくは第二百九十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二百五十六条、第二百五十九条若しくは第二百九十四条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項(同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

- 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
- 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
- 九 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。)
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第百三十六号)(抄)

(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第百十八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第百十九条(第一号(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))及び第百二十条(第一号(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定
- 二 船員法(昭和二十二年法律第百号)第百二十九条(同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。)、第百三十条(同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条(同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。))及び第百三十一条(第一号(同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。))及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定(これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。))
- 三 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。))及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
- 四 船員職業安定法第百一条から第百十五条までの規定
- 五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定
- 六 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第四十条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定
- 八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 九 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十号の規定
- 十 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
- 十一 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条、第四十九条(第一号を除く。))及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの規定

十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第二百九条から第三百一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第百十九条及び第百二十二条の規定

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号)(抄)

(技能実習に関する業務を適正に行うことができない者)

第十六条の二 法第十条第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第12号(第27条第2項関係)

(日本産業規格A列4)

監理事業計画書

1許可番号			
2監理団体の名称			
(ふりがな)			
3監理事業を行う事業所の名称			
4計画対象期間	年	月	日から 年 月 日まで
5実習監理する団体 監理型技能実習が行われる地域	☐ 全国 ☐ 単一の都道府県内() ☐ 複数の都道府県内()		
6団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等			
7実習監理する団体 監理型実習実施者の見込数	団体監理型実習実施者 人／法人		
8実習監理する団体 監理型技能実習生の見込数	第1号団体監理型技能実習生 人 第2号団体監理型技能実習生 人 第3号団体監理型技能実習生 人		
9実習監理する団体 監理型技能実習生の国籍(国又は地域)の見込み			
10監理事業の実務に従事する職員の数	合計	人(常勤職員	人 非常勤職員 人)
11定期の監査の実施頻度	月に1回以上		
12事業所の床面積	m ²		

(注意)

- 1 監理事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 2 1欄は、既に監理団体の許可番号を得ている者について記載すること。
- 3 4欄は、事業所において事業開始を予定する日から、許可の有効期間の末日が含まれる技能実習事業年度の末日を記載すること。
- 4 6欄は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 7欄から9欄までは、計画対象期間内における見込数を記載すること。
- 6 12欄は、事業所のうちの事務所の床面積を記載すること。

別記様式第13号（第34条第2項関係）

（日本産業規格A列4）

取扱職種範囲等変更命令通知書

殿

法 務 大 臣

㊟

厚生労働大臣

㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第27条第2項により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第3項の規定に基づき、取扱職種の範囲等について、下記の理由により変更することを命じます。

記

1許可番号	
(ふりがな)	
2監理団体の名称	
3変更内容	
4期限	
5変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第14号（第38条第1項関係）

（日本産業規格A列4）

許可番号	
許可年月日	年 月 日
監 理 団 体 許 可 証	
法人の名称	
住所	
法人の種類	
事業所の名称	
事業所の所在地	
許可の別	一般監理事業 ・ 特定監理事業
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
取扱職種の範囲等	
許可の条件	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第23条第1項の許可を受けた監理団体であることを証明する。	
年 月 日	
法 務 大 臣	
厚生労働大臣	

事業所枝番号

別記様式第15号（第38条第2項関係）

（日本産業規格A列4）

監理団体許可証再交付申請書

年 月 日

法務大臣 殿
厚生労働大臣

申請者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第29条第3項（同法第31条第5項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。

記

1許可番号		
2許可年月日		年 月 日
3監理 団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 — (電話 — —)
4監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — —)
5再交付申請事由		亡失 ・ 滅失
6再交付申請事由発生経緯		
7備考		

(注意)

- 6欄は、再交付申請事由発生の際緯を具体的に記載すること。
- 7欄は、許可証の再交付の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第16号（第43条第1項関係）

（日本産業規格A列4）

※ 変更許可番号	
※ 変更許可年月日	

収入印紙
(消印しては
ならない。)

事業区分変更許可申請書 及び許可証書換申請書

年 月 日

法務大臣
厚生労働大臣 殿

申請者

1. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第1項の規定により下記のとおり監理許可に係る事業の区分の変更を申請します。
2. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第1項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

1 変更の内容		①変更の内容及び予定日	☐ 一般監理事業から特定監理事業への変更 （一般監理事業を終える予定日： 年 月 日） ☐ 特定監理事業から一般監理事業への変更 （一般監理事業を開始する予定日： 年 月 日）					
		②変更の理由						
2 監理 団体	(ふりがな) ①名称							
	②住所	〒 (電話 — —)						
	(ふりがな) ③代表者の氏名							
	④法人番号							
	(ふりがな) ⑤役員の氏名、役職名及び住所	氏名	役職名	住所				
				〒 —				

5 取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要	
6 許可年月日	年 月 日
7 許可番号	
8 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
9 備考	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1 欄の①は、申請を行おうとする変更について該当するものにチェックマークを付し、予定日を記載すること。
- 3 2 欄の②から 5 欄まで及び 8 欄は、変更があったものについてのみ記載をすること。
- 4 2 欄の⑥について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 2 欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。
- 6 2 欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 7 2 欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 3 欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。同欄の⑤は、監理団体許可証の事業所枝番号を記載し、監理団体許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記載すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 9 4 欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出機関を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 10 5 欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
- 11 9 欄は、監理許可に係る事業の区分の変更の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
- 12 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

別記様式第17号（第47条第1項及び第2項関係）

（日本産業規格A列4）

※ 変更届出受理番号

変 更 届 出 書

変更届出書及び許可証書換申請書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者／申請者

1. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第3項の規定により下記のとおり変更の届出をします。なお、変更の届出後も、監理団体が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、監理責任者が同条第5号イ（同法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。
2. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第6項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

1 許可番号		
2 許可年月日		年 月 日
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 — (電話 — —)
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — —)

		項目	変更前	変更後	変更年月日		
5 変更の内容	①既に申請又は届出をしている事項の変更				年 月 日		
	②監理事業を行う事業所の新設	(ふりがな) i 名称				新設年月日 年 月 日	
		ii 所在地	〒 — (電話 — —)				
		監理責任者	(ふりがな) iii 氏名				
			iv 住所	〒 —			
			v 事業所枝番号				
	③監理事業を行う事業所の廃止	(ふりがな) i 名称				廃止年月日 年 月 日	
		ii 所在地	〒 — (電話 — —)				
	6 備考						

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 変更の内容が許可証の記載事項に該当しない場合は、表題の「変更届出書及び許可証書換申請書」、上方2の全文及び記名欄の「/申請者」を抹消すること。
- 変更の内容が許可証の記載事項に該当する場合は、表題の「変更届出書」を抹消すること。
- 3欄及び4欄は、届出前の事項を記載すること。
- 5欄の①は、変更の内容が分かるよう具体的に記載すること。なお、同欄で記載する内容が外国の送出機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載のみならず、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定による届出は、5欄の①の記載により行うものとする。
- 5欄の②は、新設する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を新設する理由を6欄に具体的に記載すること。
- 5欄の③は、廃止する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を廃止した理由を6欄に具体的に記載すること。
- 6欄には、変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第18号（第48条第1項関係）

（日本産業規格A列4）

※ 困難時届出受理番号

技能実習実施困難時届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第33条第1項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

1 届出者	①許可番号		
	(ふりがな)		
	②名称		
	③住所		〒 — (電話 — —)
2 団体監理型実習実施者	①実習実施者届出受理番号		
	(ふりがな)		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒 — (電話 — —)
3 団体監理型技能実習計画		①認定番号	
		②認定年月日	年 月 日
		③技能実習の区分	☐ 第1号団体監理型技能実習 ☐ 第2号団体監理型技能実習 ☐ 第3号団体監理型技能実習
4 団体監理型技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍(国又は地域)		
③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才) 性別(男 ・ 女)	
5 団体監理型実習実施者からの通知の有無		☐ 有(通知日： 年 月 日) ☐ 無	

6技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因		☐ 監理団体の都合 (理由 ☐ 監理許可の取消し ☐ 監理事業の廃止 ☐ その他 ()) ☐ 団体監理型実習実施者の都合 (理由 ☐ 実習認定の取消し ☐ 経営上・事業上の理由 ☐ その他 ()) ☐ 団体監理型技能実習生の都合 (理由 ☐ 病気・怪我 ☐ 実習意欲の喪失・ホームシック ☐ 行方不明(年 月 日発生) ☐ 本国の家族の都合 ☐ その他 ()) 上記事由の概要(発生時期、経緯、原因等)
7団体監理型技能実習生の現状	①入国状況	☐ 入国前 ☐ 入国済(年 月入国) (「入国前」にチェックマークを付した場合は7②及び③は記載不要。)
	②住居の確保	☐ 有 ☐ 無
	③生活費等の確保	☐ 有(休業手当) ☐ 有(雇用保険) ☐ 有(生活費等) ☐ 無
		②及び③の具体的状況等(支援実施者、受給開始日等)
8団体監理型技能実習の継続のための措置	団体監理型技能実習生の団体監理型技能実習の継続意思 ☐ 有 ☐ 無 転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等 	
9備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3欄及び4欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 4欄の①は、ローマ字で旅券(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 5欄には、団体監理型実習実施者からの通知の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 5 6欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと。(実習実施者の事業規模の縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「団体監理型技能実習生の都合」ではなく、「団体監理型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。
- 6 7欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の団体監理型技能実習生の現状につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 7 8欄の無にチェックマークを付した場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要があることの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。
- 8 9欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第19号(第49条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

※ 休業止届出受理番号

事業廃止届出書
事業休止届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第34条第1項の規定により下記のとおり届出をします。

記

1許可番号		
2許可年月日		年 月 日
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 — (電話 — —)
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — —)
5廃止又は休止の予定日		年 月 日
6休止する事業の範囲及び休止期間		
7廃止又は休止する理由		

8 実習 監理を 行った 団体監 理型技 能実習 に係る 事項	①実習実施者届出受理 番号				
	(ふりがな)				
	②団体監理型実習実施 者の氏名又は名称				
	③技能実 習計画	i	認定番号		
			団体監理型技 能実習生の氏 名	ローマ字	
				漢字	
			ii	認定番号	
		団体監理型技 能実習生の氏 名		ローマ字	
				漢字	
		iii		認定番号	
			団体監理型技 能実習生の氏 名	ローマ字	
				漢字	
			iv	認定番号	
		団体監理型技 能実習生の氏 名		ローマ字	
漢字					
9団体監理型技能実習継続のため の措置					
10備考					

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 届出の内容が事業の廃止の場合には表題の「事業休止届出書」を、事業の休止の場合には表題の「事業廃止届出書」を抹消すること。
- 3欄及び4欄は、届出前の事項を記載すること。
- 4欄は、監理事業を行う事業所の全てを記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6欄は、届出の内容が事業の休止の場合にのみ記載すること。
- 7欄は、廃止又は休止する理由について具体的に記載すること。
- 8欄は、直近の許可の有効期間において実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項について全て記載すること。また、団体監理型実習実施者ごとに、届出の際に現に実習監理を行っていた技能実習計画について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 10欄は、休廃止の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第20号（第50条関係）

第1面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第35条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証 (同第104条第1項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。) 写 真 職名及び氏名 年月日生 年月日交付 印	第 号
---	-------------------------------

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋 (報告徴収等) 第13条 (略) 2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (報告徴収等) 第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者(監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。)若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員(以下この項において「役職員」という。)若しくは役職員であった者(以下この項において「役職員等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。	
--	--

第3面

(許可の取消し等)

第37条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2～4 (略)

(監理責任者の設置等)

第40条 (略)

2 (略)

3 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。

4 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。

5 監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

(権限の委任等)

第104条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第1項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査(第40条第3項から第5項までの規定を施行するために行うものに限る。)(次項及び次条において「報告徴収等」という。)(の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

2～6 (略)

第4面

(職権の行使)

第105条 主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。

2 国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第1項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を船員労務官に行わせることができる。

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二～十二 (略)

第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条(第44条に係る部分に限る。)、第111条及び前条(第12号を除く。)(の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。

別記様式第21号（第51条第1項関係）

（日本産業規格A列4）

事業区分変更通知書

殿

法 務 大 臣

㊟

厚生労働大臣

㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第25条第1項第7号の基準に適合しなくなったと認めるため、同法第37条第2項の規定により、職権で、一般監理事業許可を特定監理事業許可に変更しましたので通知します。

記

1許可番号	
(ふりがな) 2監理団体の名称	
3変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第22号（第55条第1項関係）

（日本産業規格A列4）

第1面 D・E・F

※ 監査報告受理番号

監 査 報 告 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第42条第1項の規定により、下記のとおり監査報告書を提出します。

記

1許可番号		
(ふりがな) 2監理団体の名称		
3 監 理 事 業 を 行 う 事 業 所	(ふりがな) ①名称	
	②事業所枝番号	
4 監 査 対 象 実 習 実 施 者	①実習実施者届出受理番号	
	(ふりがな) ②氏名又は名称	
	③住所	〒 — (電話 — —)
	④技能実習生の数	合計 人(第1号 人、第2号 人、第3号 人)
	⑤技能実習責任者	
	⑥技能実習指導員	
	⑦従前の監査の実施の有無	有(直近の実施日 月 日) ・ 無
5監査実施日		年 月 日
6 監 査 実 施 者	①監理責任者	
	②補助者	

7 実地に確認した場所	①事業所	住所：
	②実習実施場所	住所：
	③宿泊施設	住所：
8技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告		実施 ・ 未実施
9 技能実習生との面談	①人数	合計 人(第1号 人、第2号 人、第3号 人)
	②技能実習生の氏名等	認定番号： 、氏名：
		認定番号： 、氏名：
		認定番号： 、氏名：
		認定番号： 、氏名：
		認定番号： 、氏名：
10設備の確認及び帳簿書類の閲覧		実施 ・ 未実施
11宿泊施設その他の生活環境の確認		実施 ・ 未実施
12特記事項		
13監査結果		
14総合講評		
15備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 3欄の②については、事業所枝番号がある場合に記載すること。
- 6欄の②については、監理責任者の指揮の下に、監査の実務を担当する監理団体の役職員を記載すること。
- 9欄の②については、面談を行った技能実習生に係る技能実習計画の認定番号と氏名を記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 12欄には、技能実習生が従事する業務の性質上、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第52条第1号に規定する方法により監査を行うことができなかった場合に、その理由と他の適切な監査方法を記載すること。
- 14欄については、今回の監査結果に対する監理団体としての評価を簡潔に記載すること。
- 15欄には、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。

別記様式第23号（第55条第2項関係）

（日本産業規格A列4）

※ 事業報告受理番号

事業報告書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第42条第2項の規定により、下記のとおり監理事業に関する事業報告書を提出します。

記

1 報告対象技能実習事業年度		年度（ 年 4 月 1 日 ～ 年 3 月 31 日）			
2 許可番号					
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称				
	②住所	〒 — (電話 — —)			
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称				
	②所在地	〒 — (電話 — —)			
	③事業所枝番号				
5 実習監理した団体監理型実習 実施者の数		団体監理型実習実施者 人／法人			
6 実習監理した団体監理型技能 実習生の数		計	人（第1号	人、第2号	人、第3号 人）
7 実習監理した団体監理型技能 実習生の国籍（国又は地域）及び 人数		(第1号 人、第2号 人、第3号 人)			
		(第1号 人、第2号 人、第3号 人)			
		(第1号 人、第2号 人、第3号 人)			

8 監理事業の実務に従事した職員の数		合計 人（常勤職員 人 非常勤職員 人）					
9 実施体制		受講者名	受講講習名	受講年月日			
	①監理責任者の講習受講歴						
	②監理責任者以外の役職員の講習受講歴						
10 技能検定等受検状況	試験区分		受検対象者数(A)			合格者数(B)	合格率(B/A)
			(a)修了者数	(b)やむを得ない不受検者数	(A)=(a)-(b)		
	①基礎級程度(第1号修了者)		人	人	人	人	%
	②3級程度(第2号修了者)	実技	人	人	人	人	%
	③2級程度(第3号修了者)	実技	人	人	人	人	%
	試験区分		受検者数(A)		合格者数(B)	合格率(B/A)	
	④3級程度(第2号修了者)	学科	人	人	人	%	
	⑤2級程度(第3号修了者)	学科	人	人	人	%	
11 行方不明者の発生状況		行方不明者 人（行方不明率 %）					
12 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無		人数		人			
		登録の有無		有 ・ 無			
13 地域社会との共生に向けた取組の実施状況	概要						
	①日本語学習支援						
	②地域社会との交流の機会提供						
	③日本文化を学ぶ機会の提供						

14 監理費徴収実績	別紙のとおり
15 備考	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1 欄は、報告を行おうとする技能実習事業年度について記載すること。
- 3 4 欄の③は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
- 4 5 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型実習実施者の数について記載すること。
- 5 6 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の数について記載すること。
- 6 7 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）及び人数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 9 欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 10 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に各段階の技能実習を修了し、又は修了する予定であった技能実習生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度の本報告書に計上すること。
また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者や監理団体の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。
- 9 11 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、6 欄の記載の対象となる実習監理した団体監理型技能実習生の数を分母として算出し記載すること。
- 10 12 欄は、他の監理団体が実習監理していた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて実習監理を行うこととなった者について記載すること。
- 11 13 欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じ添付すること。
- 12 14 欄は、本様式別紙に必要事項を記載した上、当該別紙を提出すること。
- 13 15 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
- 14 一般監理事業に係る監理許可を受けた監理団体については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 31 条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。

別記様式第23号（第55条第2項関係）別紙

（日本産業規格A列4）

監 理 団 体 名 : _____
 許 可 番 号 : _____

①徴収した実習実施者数 _____ 人/法人

②徴収した技能実習生数		
I 定期費用	② I	人
II 不定期費用	② II	人

③技能実習生1名当たりの監理費の額		
I 定期費用	③ I (② I A + ② M)	円/月
合計在籍月	③ M	月
II 不定期費用	③ II (② IB + ② II)	円

④徴収額内訳		定期費用	不定期費用
I 総計		④ I A (④ II a + ④ III a + ④ IV a + ④ V a)	④ I B (④ II b + ④ III b + ④ IV b + ④ V b)
		円	円
II 職業紹介費	計	④ II a	④ II b
	募集・選抜に要する費用	円	円
	健康診断費用	円	円
	外国の送出機関へ支払う費用	円	円
	その他の職業紹介に要する費用	円	円
III 講習費	計	④ III a	④ III b
	入国前講習に要する費用	円	円
	入国後講習に要する費用	円	円
	入国後講習における手当	円	円
	その他の講習に要する費用	円	円
IV 監査指導費	計	④ IV a	④ IV b
	監査に要する費用	円	円
	訪問指導に要する費用	円	円
	その他の監査指導に要する費用	円	円
V その他諸経費	計	④ V a	④ V b
	来日渡航費	円	円
	一時帰国のための渡航費	円	円
	帰国のための渡航費	円	円
	事務所経費	円	円
	上記以外の費用	円	円

⑤支出額内訳		
I 総計		⑤ I (⑤ II + ⑤ III + ⑤ IV + ⑤ V) 円
II 職業紹介費	計	⑤ II 円
	募集・選抜に要する費用	円
	健康診断費用	円
	外国の送出機関へ支払う費用	円
	その他の職業紹介に要する費用	円
III 講習費	計	⑤ III 円
	入国前講習に要する費用	円
	入国後講習に要する費用	円
	入国後講習における手当	円
	その他の講習に要する費用	円
IV 監査指導費	計	⑤ IV 円
	監査に要する費用	円
	訪問指導に要する費用	円
	その他の監査指導に要する費用	円
V その他諸経費	計	⑤ V 円
	来日渡航費	円
	一時帰国のための渡航費	円
	帰国のための渡航費	円
	事務所経費	円
	上記以外の費用	円

第1面

第 号		
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第100条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証		
写 真	職名及び氏名	
	年 月 日生 年 月 日交付	
	法 務 大 臣	印
	厚生労働大臣	印

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

第13条 (略)

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第100条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第100条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした機構の役員又は職員

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。